

平朝臣玄道謹述

門人

豐前國末弘
伊豫國三瀬伊
豐前國田口水足
校

奉戴皇上遵守朝旨之部

皇上と云々。天皇^{スメラミコト}於申奉^{マツル}て。我^{オホ}天皇命^{スメラミコト}の詔旨^{ミコトノコト}を。即^{ソレ}皇大神宮^{スメラミヤ}の

詔旨^{ミコトノコト}と同御事^{ミコトノコト}小^{コト}て。天下^{アマリ}に有^{アリ}と有^{アラ}ゆる者^{モノ}は。天日^{アメノヒ}の大御德^{オホミイデ}

蒙^{カサ}らぬ者^{モノ}は。更^{ナラ}小^{コト}れと。天日^{アメノヒ}の大御德^{オホミイデ}を蒙^{カサ}る程^{ハカリ}の人^{ヒト}

物^{モノ}也。天皇命^{スメラミコト}は。大命^{オホミコト}也。更^{ナラ}小^{コト}遵奉^{シタガヒ}らば。相成^{オモ}らぬ道理^{コトワリ}也。

そと我^{オホ}天皇^{スメラミコト}ハ。八幡^{ヤシロ}大神^{オホカミ}の御託^{ミサトシ}宣^{ノボ}す。天地^{ツチノカミ}の開闢^{ウカレ}をとめ。君

也。臣^{ホトサタニ}の分定^{ホトサタニ}をぬと仰^{オホ}せられて。此^{コト}を大道^{オホミチ}に志^シはす。古人^{コトノヒト}も

已小説る如く。我天皇のみき。天地開闢てとゆ。はえぬきれ
天子様ぞと申し。上小め申せる如く。大神宮は御嫡統り坐
て。御代を御嗣遊むと。直小大神宮の御子様と。仰奉る御
事ある故小。皇美麻尊とめ。天神御子命をも申奉りて。近く
申さぞ。大神宮の甚御寵愛遊む。眞實の御子様と。申さど
れ事れゆ。はて天下の萬民も。盡々大神宮の御物小て。御
代々々れ天皇も。そは萬民を。恐々れとめ。大神宮の御手代
と坐して。御治め賜するが。御職分り坐す故。此も御祭事
と申ひも。上も皇祖天神ま。地御神等小仕奉り賜ひ。天下
萬民の平安無事。御祈禱成され。ま。下。とく伏從り治

賜ふ。即皇祖天神小仕奉り賜ふ御事と。天神地神を
能祭賜ふ。即萬民を。憐惠と賜ふ所以小て。祭政一致
右文。いふ大道。於此り立ち。は。親王大臣。始奉りて。
左武。命持等。諸大夫等。皆其御手代と。志て。御政小とく
諸國。命持等。諸大夫等。皆其御手代と。志て。御政小とく
仕奉りて。萬民。養育の事を。務給ひ。よ。其下小立。於。士農
工商とも小。その御政。從奉りて。違奉る。と。各々其
家職を。務めて。士も。武道小志して。忠節。盡し。農人も。百穀
。作出。諸人を。養ひ。工も。家室及。器械。作る事を。務め。商
も。有。無。小。易。乏。所。有。る所。と。り。轉運。む。て。足。ぎ
。を。補ひ。高利を。貪ら。ば。家業を。務めて。成形圖説。農。糶。業。と。せる。を。田部。と

いひ、工匠を、手組部といひ、布帛、裁縫、ふま、服部といひ、魚、此、
塩の利を通じ、るを、間部といふと云、る。實は、ちも有、る。此、
四民、も、小。日夜、小、怠止む、おとれ、く。勤め、勵みて、躬、小、節儉、
取、り、し。互、小、心を、同く、し。力を、合せて、共、小、その、職、掌、を、盡、し、
た、り。君、上、小、仕、奉、れ、む。此、や、の、て、天、御、神、地、御、神、地、御、恩、澤、小、
報、奉、れ、る、道、よ、て、か、く、正、き、道、を、仕、奉、れ、る、を、ば、天、神、地、祇、れ、
甚、悦、豫、む、せ、給、ひ、強、ち、小、求、免、び、とも、自然、小、福、徳、取、も、下、し、
賜、を、る、こと、小、と、あ、れ、ば、上、を、天、下、罔、家、を、り、下、を、一、家、一、身、
の上、小、至、る、よ、で、祭、政、は、道、小、離、る、事、ハ、絶、て、お、き、理、れ、し、
か、し。凡、て、皇、罔、小、生、れ、る、人、々、を、天、地、の、分、れ、て、と、り、以、來、
先、祖、代、々、相、つ、ぎ、て、御、代、々、々、の、天、子、は、御、恩、澤、を、蒙、來、つ、る

小論ひあ、く。漢、罔、小、さ、賢、明、大、祖、朱、元、璋、が、或、人、の、元、主、の、廟、
受、た、り、と、云、て、毀、む、と、い、ふ、時、に、我、祖、も、彼、が、蔭、小、て、太、平、を、
享、易、ふ、る、罔、よ、て、ハ、珍、し、き、説、お、り、き、は、何、罔、の、人、は、後、
胤、小、まれ、天、御、神、地、御、加、げ、小、て、生、た、る、物、子、違、れ、く、剩、り、皇、
罔、の、物、を、食、て、生、か、た、る、故、小、を、御、恩、を、受、と、る、小、ハ、相、違、お、
な、ら、ぬ。況、て、皇、孫、神、孫、と、あ、る、人、を、又、更、小、論、よ、で、め、非、お、お、む、
又、唐、土、小、て、君、父、師、と、て、三、恩、を、尊、き、事、と、し、佛、家、小、て、天、地、
の、恩、罔、王、の、恩、父、母、の、恩、衆、生、の、恩、と、い、ひ、て、此、は、尊、ぶ、事、を、
る、を、我、が、皇、祖、天、神、よ、を、天、地、間、に、大、君、皇、小、て、一、切、衆、生、の、
大、父、母、小、め、又、師、君、小、め、大、坐、し、て、天、皇、小、ハ、その、皇、祖、天、神、
地、御、子、命、を、坐、て、その、御、名、代、小、て、坐、に、御、事、故、天、皇、の、勅、旨、

た。皆大神宮の詔旨と思奉りて。假カ初シ小メ等閑ナ思奉る。是
ま小あらに。逐一小遵奉らでは。決して叶ヒぬ道理あり。是
故レ以て天子に勅定スる背奉る者ハ。即チ天日小向ひて唾ツキひる
如く。昔とゆ大小遲速ハいそほき。遂小冥罰を蒙ルたる賊徒也。
今更數すめ盡され。故レ上代に東蝦西戎を初めて。皇極
天皇の御代に。蘇我蝦夷入鹿らた。天智天皇藤原鎌足大臣
小滅ホホされ。孝謙天皇の御世に。惠美押勝。官軍藤原藏下麻
呂朝臣等小打滅され。弓削道鏡。下野国小流竄せられ。桓
武天皇に御時。蝦夷賊起ゆしも。嵯峨天皇御代。藤原仲
成及藥子ホホが反ムきしめ。共ニ坂上將軍等小ホホ区ホホされ。朱雀天皇

の御世。平將門藤原純友等ハあつしも。平貞盛朝臣田原藤
太秀郷朝臣及小野好古卿等小征滅ウチされ。後冷泉天皇の永
承中小安部貞任等有リし。源賴義朝臣小。白河天皇の
永保中小清原武衛家衡の有リし。源義家朝臣小。堀河天皇
康和年中に對馬守源義親。平正盛朝臣小。二條天皇平治
元年小藤原信賴源義朝の反ムきし。平清盛公等小打滅さ
れた。應仁別記ニ義朝。平相国と共ニ父爲義を始トとし
て。弟鎮西八郎爲朝以下の兄弟どもを滅ス不シ。三箇
年の榮花たゆし。平治元年十二月廿六日。待賢門
の夜軍小打負て尾張国小落て。長田庄司子討ヒて。子惡源
太義平朝長皆死ス。まニ清盛公も木曾義仲源義經も源賴朝
に賴朝流入たゆ。まニ清盛公も木曾義仲源義經も源賴朝
ぬしめ。後白河天皇に惱ナ奉り。安德天皇小敵アかひ奉りたる

小依て。暫時の間小。清盛公を其孫頼朝卿を其子小及び。皆
滅ホロビ込られた也。中古より皇祖天神の大道小戻賜ひて。君臣
大事小急たて給ひしとゆ。恐くも朝廷の御衰微の兆と。
爲れるとと。師説等ハ更小て。諸人の論ヲするがごとし。
はれど平治の賊亂ハ時子。藤原光頼卿の其弟を誨戒ヲて熟
事心ハ思ふ小。日本と是神國ハあり。さまハ御裳河モスの流絶タ去
えて。既小七十四代の天津日嗣を受給ふ。昔崇神天皇御時。
天津社。因津社ハ定置れてとゆ。以來コノカミ神わざ事繁シバと國ハは營
只寶祚長久ハ爲あり。七千餘座の神祇。夜の守書ヒは守ハあり
かは急と給ふるキ。はれど今も誰人ハ。此京ハは滅ホし。何者ハ
我君を傾カタム々ハむ。南小と正八幡大神宮。男山小跡アトは垂タレて。京都

坂守也。北小と賀茂大明神。天満天神。東西小と。稻荷祇園。松
尾。大原野等。光を雙ナラびて。日夜ハ結番し。禁園を守り給ふ。縦
逆臣亂をふハとめ。争イカり靈神ハは助ハありの依タるハと。憑タもハしげ
小と宣ハると。平治物語ハ見え。靜憲法師通憲少納言の平相
因ハ諫イサめて。縦タテ敵慮御過有ナて。千万小一人望小背ソムき。法ハ
違タガふ事侍らハむ。臣下ハは御身としてハ。何度イナクも我御誤アヤマりハき旨
坂陳申さるハ。是忠臣ハは法ハれり。君々ハとらハむと雖も。臣以
て臣たらハざるハ。はらハむと云ハ。法皇と君あり。入道殿を臣
おめ。位下ハして。上ハ恨奉ウラミと。君ハは惱給ナヤムとむ事。仁義を忘給
ふのみ小非ハ。天地の御咎トガ道給ツるハ。小非ハ。尚能々御計ハカリあり

らむ。神明も納受を垂賜ひ。御家門繁昌の基小て侍る傍し
と説れ。師の大道或問予。擧られたる。小松殿の教訓。はと後
の語をも併見考し。いと道理たる説ありき。白河法皇慰奉して。平家ハ凡人と申あぐら。天下を我儘
小て。二十餘年の榮耀小誇ると雖も。何事め限あり。彼等
ハ臣下かめ。君ハ國王ハ御座し。辱くめ御裳濯川ハ御末。百
王億載の御讓を受賜り。人臣として下小在て。上ハ蔑ナカレよ
せむ事。例多しと云。ゆめ。素懷を遂ある者れし。遠くハ三年
改過ネキ。今天の譴を蒙あむ。是偏小天魔ハ入道ハ入替り
て。其家の正小ハむじごるれ。御嘆小及む。只今かく渡ら
せ賜りども。伊勢大神宮。八幡大神。殊小君の憑思召タマヒ。山王

七社。とも捨果進ステテせ賜て。災妖を善政小勝カクと申事侍れ
む。只先非を悔させ賜ひ。人民小惠を施ホシ。政務小私あらむ
と思召さば。天下を忽ち君の御代小立返カヘ。惡徒を必災水
の泡と消失キエウセむ事疑れしと申し。松殿基房公ハ。義仲ハ戒て。
人臣として。朝意を我ま。小し。惡事もて政道マシを欺奉る事。
今至はままで無き事れ。適野心ハ狭サカむ輩。忽小ハホヒと云。
事なり。但平清盛入道ハ。深く神明小皈し。希代の善根どめ
餘多修アトクた。正し加む。一天四海を掌タシ握ニギて。廿餘年よめ
持た。正し。大果報ハ者あるめ。猶法皇を惱奉ナヤ。公家ハ蔑小
せし加む。天譴センハ蒙マウて。速小ハスビカよき。子孫小至るまで。都小

跡を留^トじ。西海の波小漂^タふ。滅^ス亡^ス今明^ルる在^リぬ。畏^レれても恐^ルる
ば。國王と申^ヒに。悉^クも天^ノ七^ノ地^ノ五^ノは御末^ヲ繼^ツ御坐^テ。百
王今小盛^カかり。天照大神。正八幡宮以下。六十餘州の大小神
祇。日^ノ夜^ノ是^ヲ守^リ護^リ奉^リま^シに事疑^レれし。貞任宗任^ガ遙^ハ奥州^ノ小^テ。
朝威^ヲ背^キしも。法性房の祈誓^ヲ小降^リ伏^セせられ。北野天神^ハ火
雷天神^ハ顯^レ御坐^テ。恨^ムぬ爲^ニ賜^ヒむしも。全^ク玉體^ハ小^ハ近^クづき
賜^ヒざ^シと^モ。皆此^レ神明^ハ擁護^スお^シと^モ。盛衰^ノ記^ヲ小見^エと^モ。依^ルる共
る先見^ノの明^カ小^テ。果^シ其^ノ語^ヲ小違^ハえ^ズび^ズ有^リける。さてハ或說
れ如^ク。彼徒^トを其^ノ身^ヲ以^テて。後世^ノ臣子^トたる者^ノの明誠^トと成^レ
依^ルるありと^モ。

應仁別記^ヲ。平家保元平治二度の勲功^ヲ小誇^ルると雖も。僅
廿餘年の榮耀^ヲた^シ。壽永二年。七月廿五日。義仲已^ニ小天台
山^ノよ登^リぬと聞^キて。西國^ヲ指^シて落^ク行^ク。攝州^一谷^ノ小楯籠
依^ルる。義仲入^リ洛^シして身程^ヲ知^ラば。帝都^ヲを恣^ニ小せ^シら^バ。
敵慮^ヲ小背^キ。鎌倉左兵衛佐^ノ勅命^ヲを蒙^リ。舍弟蒲冠者^ノ範賴。
九郎冠者^ノ義經^ヲ指^シ上^セ。追討^セられし^ハ。義仲宇治勢
田^ヲ支^テて防^ギし^カどめ。遂^ニ小栗津原^ヨて流矢^ヲ小中^ニ
て自害^シぬ。かくて平家^ハ籠^ル一^ノ谷^ヲを^バ。義經^ハ鴨越^ル落^ク
し。莫^ク大^ニの平家^ヲを^ハ凶^クし^ケど。讚岐^ノの屋嶋^ヲ落^ク行^クを^ハ。
渡邊神崎^ヲ押^シ渡^ル。元曆元年。三月十八日。屋嶋^ヲを燒^キ落^ク

せむ。長門檀浦小落給ひて。彼浦小て宗盛イケドリ生虜。其外一
門討取の間。安德天皇イタタ。二位禪尼懷奉て入海寶劔ウセ失
ぬ。神璽内侍所を取奉て。都ミヤへ皈入奉る。忠功他小異コトれ
と云せぬ。頼朝不快コトよ依て。義經ハ終ヒよ奥州衣川小於
て自害コトす。頼朝も。正治二年。正月十三日遠行ありて。此人
死の事コト。已ニ大道の志コトるヲ。小説コトり。嫡子頼家將軍ミヤ旨被蒙て。目出たの
事コト。小舍弟實朝ミヤ。此ニ時政義時ノ所ヲ爲シあり。愚管抄ノ此
禪寺ニ押籠め。それ十一月三日。其子一万ノ藤馬といふ
郎等ヲ刺殺させ。次年元久元年。七月十八日。修禪寺ニて
頼家被刺殺してけり。せみ小えと正つめざり。なれ
ど。頭ヲを。つけ。ふぐ。正被取かど志て殺しなれ。兄頼
家被討て。征夷大將軍右大臣た。正ニしを。頼家の子息惡禪

師公曉實朝を討て。

建保七年正月廿八日のまとかみ

三代將軍僅ワカり四十

二年小て絶ツぬ。神皇正統記ノ。

此ノ論賜ひて

平氏滅ホロビこのバ。天

下キ本ノの如く。君レ御まニ。かニるニふニきカと覺えシの。頼朝

勲功實ゲ小例レありけり。自ら權被擅ホセ小レ。上もまニと打

任マカせられ小レなれど。王家の權カいニとくニ衰オロ小レな。諸國

小守護を置きて。國司レ威カを押すル。バ。吏務といふ事

名ナぞカり小成メぬ。有モるニ庄園郷保ノ。地頭を補せシりバ。

本所ニ無クまニの如く小成メ正シきと宣ひ。物茂卿メ頼朝下知

小従スえぬ者ヲを。心ノまニり征伐せむ爲ス小。總追捕使と云

ふ事被申賜スたり。因々小守護職を居スる。追捕ノ事とせて

濫妨し。国司の權を奪ひ。庄園小を地頭を付け。軍役小事
とせて。公務を壓へて。狼藉し。賴朝表向。此を制する。射
小て。内よハ此許して。朝家を傾けて。国を奪む。と云と
言ひ。愚管抄。平氏のあと方。あき亡びやう。又源賴朝。昔
今有が。と云。器量小て。心し。天下。鎮め。おる。跡の。成行
やう。人。お。お。お。とは。覺え。平家の。多き。怨靈。め。め。め。只
冥小因果の。答。行。く。小。や。と。心。有。る。人。を。思。ふ。ぶ。と。あ
ふ。如。く。此。人。等。ハ。甚。き。姦。謀。詭。策。を。以。て。朝。權。を。奪。奉。り。し
故小。父子三人。せ。め。小。良。死。得。ざ。り。し。形。ゆ。け。也。

賴朝ぬこの家臣。大逆賊。北條義時。泰時ら。の。恐。くも。皇軍よ

打勝奉りて。後鳥羽天皇。於。隱岐。国。小。土御門天皇。於。土佐。国

後小阿。小。順德天皇を。佐渡。国。小。坐奉り。六條宮。雅成親王。於

但馬。国。小。冷泉宮。賴仁親王。を。備前。国。小。遷奉り。し。は。前後小

比無き。大逆無道。ハ。大禍事。お。る。義時及父。時政も。皆。その

臣。下。小。刺殺され。泰時。を。僂。倖。小。首領。を。全。せ。れ。ど。其。子。二。人

共小良。死。を。得。ず。鎌倉。大。草。紙。云。昔。と。り。主人。小。向。ひ。敵。對。を

せ。い。ふ。事。れ。し。清盛。公。ハ。白河。院。小。敵。對。申。し。高倉。宮。を。討。申

して。子。孫。絶。ぬ。木。曾。も。又。程。お。く。亡。び。其。外。西海。ハ。合。戰。小。も

御門。小。向。ひ。て。仇。を。成。る。武。士。皆。冥。加。つ。き。ぬ。承。久。の。乱。小

義時。三。皇。女。遷。奉。り。時。政。賴。家。を。失。ひ。子。孫。相。續。し。け。き。ど。も
其。身。冥。加。り。お。る。時。政。を。押。お。め。ら。れ。義。時。も。ま。と。召。使。ひ。け
る。童。子。の。爲。ハ。害。せ。ら。れ。泰。時。が。一。男。時。氏。早。世。二。男。武。藏。二
郎。十。六。歳。ま。て。家。人。小。伐。れ。ぬ。と。云。ゆ。淺。原。八。郎。源。爲。賴。が。伏

見。天。皇。の。御。代。小。狂。謀。を。爲。し。め。踵。を。旋。さ。び。し。て。誅。た。れ。き。

玉銚百首小思食ぬ隱岐の行幸聞く時を賤雄我も髮さ
かだつば。隱岐の島弓矢かくみていでまし。御心思
む。涙を流るとも此御事を誅れしあり。正統記よ。下の
上。決めるは非道あり。遂ふもあざり皇化小順
をばるるを。先實は徳政を行えれ。朝威を垂れ。彼を討
るばりゆれ道ありて。其上の事とぞ覺え侍る。且をせぬ
治亂の姿。彼も能く鑑え知らせ賜ひて。私の御心れくば。
干戈を動さる。弓矢を治らる。天命小任せ。衆人
の望小從をせ賜ふる。正し事小や。遂に繼體は道も正
路。飯の御子孫の世小。一統の聖運。彼開のれぬ。まじ。御

本意の達せぬ小をあらざれど。一旦も沈ませ賜ふ。あそ
口惜く侍れと宣ひ。増鏡小。さても此度。れ世の有様。いせ
どうたて口惜き。おぼあり。世下。て後。漢土小も。日本小も。
國を争ひて。戦。彼爲は事。數。盡。はる。ら。其。め。皆。一。ふ
し。二。ふ。し。れ。を。せ。き。有。け。む。若。を。筋。お。と。れる。大臣。さら。で
も。公。を。め。ある。は。ま。き。げ。みの。少。違。ひ。免。小。世。は。隔。た。ゆ。て。
それ恨の末。おどと。り。事。起。る。あり。け。正。今。の。様。は。む。げ。の
民と争ひて。君は負賜する例。此。國。小。ま。い。と。あ。ま。とも。聞
え。ざ。め。る。は。ま。じ。承。平。の。將。門。天。慶。は。純。友。康。和。の。義。親。何
れも皆。武。か。り。や。れ。ど。宣。旨。小。ハ。勝。ざ。正。き。保。元。小。崇。徳。院

の世を亂し賜ひしだる。故院御位小て打勝ち賜ひし。の。
天照る御神も御裳濯川の全流れと申しあがら。猶時れ
國王守賜たる事ハ。強きあめゆとぞ。古人め聞えし。又
信頼のたふけなく。一條院を脅かし奉りしめ。遂小空き
屍字。路頭小棄られけるともあり。平戸記云。仁治三年正
の御事を申て。抑此事關東計申之條。雖知末世之至極可
悲。可悲。十善帝位之運。更非凡夫愚賤之所思。而依令順時
儀給歟。一旦雖被仰合。愁以凡卑之下。愚計立帝位之條。未
曾有事也。我朝者神國也。不似異域之風。自茲天地開闢之
後。國常立尊以降。皆先主令計立給。至不慮之事者。非此。限
至光仁光孝二代群臣議定歟。然而其趣徧為安天下也。今
非群議以異域蠻類之身計申此事之條。宗廟之冥慮如何。
尤可恐。可恐。後中記云。我朝天日嗣未絶。待東夷之飛脚。及
空位數日。可恐。可悲。と見え。民經記云。小も帝位事猶東夷計
也。未代事可悲者歟とある。此世の議ハ。鳳朝陽小鳴

ともいふ。珍たき論ひあり。物茂卿が言小。北條父子
と。曹操司馬懿。其智ありし。又密謀りて。將軍家
の後。謀を授みて。家門起さむ。と。國司領家を犯す事
盗れ。謀を授みて。家門起さむ。と。國司領家を犯す事
た。云ふ。小や及ぶ。庭を争ひ。境を論じ。他人の領を掠
め。種々。其計。云。公事。訴絶。事。あ。世。上。の
騷劇。止。事。れ。と。云。る。が。如。く。か。の。螳螂。が。蟬。を。捕。へ。む。と
ま。れ。た。燕。雀。其。後。を。窺。ふ。と。い。ふ。諺。れ。如。く。頼。朝。と。い。ふ。大
猾。茲。の。人。小。も。そ。れ。を。打。滅。して。覇。業。を。奪。取。む。と。い。ふ。小。た
て。や。あ。る。彼。子。孫。を。打。滅。して。覇。業。を。奪。取。む。と。い。ふ。小。た
心。を。致。し。北。條。賊。が。陪。臣。を。以。て。天。朝。小。も。其。私。主。小。も。大
逆。を。致。し。と。ゆ。兄。弟。骨。肉。相。屠。也。喧。嘩。の。絶。る。間。あ。く。畜。生
世界。よ。て。九。代。を。經。と。り。き。中。小。も。泰。時。が。偽。君。子。の。名。を
賣。て。世。を。欺。を。承。た。甚。も。悪。む。む。甚。き。も。の。ぞ。
かれ。が。謀。を。悉。く。上。代。の。天。子。の。御。政。の。大。道。を。及。さ。ま。小
盗。用。ひ。て。と。く。庶。民。を。慈。育。し。訴。訟。を。聽。斷。し。躬。ら。節。儉。を
勤。め。陽。は。恭。慎。の。様。小。見。せ。困。窮。を。富。し。兵。を。強。せ。し。り。彼
胡。元。の。賊。軍。小。打。勝。した。も。は。皇。大。神。宮。の。御。冥。助。を。勿
論。れ。ど。時。宗。が。兵。略。あ。る。と。も。少。の。間。皇。大。神。た。ち。の。敵。慮
む。か。り。れ。大。惡。人。あ。れ。ど。も。少。の。間。皇。大。神。た。ち。の。敵。慮

。三條大意五

。十一

平和とてさしおのせ賜する小やとぞねほゆる成形
圖説年上代小を專武威字以て政おとせ賜する事
ひておれ天皇文學も優小御せらる上后妃采女をさし置
給ひて西面の侍を置れしと皇威の陵夷を歎まし北條の
初て西面の侍を置れしと皇威の陵夷を歎まし北條の
不逞を謀鋤き賜をむれしと皇威の陵夷を歎まし北條の
たる物を天の武事習賜ふとあるまじき御事と種
種悪く書紛らしと名分は暗まらざるまじき御事と種
らばといひ他山石小も彼賊ぐ事神武天皇とゆいふ
未と曾て例かき所は暴逆无道の詭らひ小て一帝は廢
し三帝を二皇子とを流せり古今第一等れ兇惡の所行
也謂ふる泰時此の行心小快かどしやいれおれを父
義時の命ありと云わけなき泰時さしもの賢人あ
らど何とて身よあるてめ義時を諫めざるや義時を鎌
倉小在り泰時を京小來りて此の如く處置く事ハ泰時
が意小もかくせざる時北條家の威權永く固く執る
事論年足らば泰時を人小稱譽る所の者たれど君臣
の大義は全く知辨ざる者小も有まじ第一小父義
時の行事は善かゆといはるや惡かゆといはるやおれを

善ありと思え茲賊あり又おれ不善ありとせば父
を不義不忠小階いる不孝の子あり且此一舉父の暴怒
を嚴命よ出たる故に姑く權宜小此の如くおて時を待
ていとゞ父義時死して自己執職の日小ハ皆々還幸成
し奉る所行を全く泰時の計らひあり此事ハ承久三年
の夏をゆり冬まで此間の事あり父義時を三帝め二年
半たれば小て死せり泰時職を嗣る日小を三帝め二年
子も皆御在世れ時れゆ其後數十年御在世おれど泰
時終り還幸りて京都小ハ幼稚の主をして位を置く時
流し置奉りて京都小ハ幼稚の主をして位を置く時
己が家の權を張る小自由ある故に父を著せ自己を賢人
義時の惡行を幸ひとて惡名を著せ自己を賢人
れ名を取る狡猾の英雄あり故に泰時執職中仁治
三年正月小四條帝崩じ給り泰時執職中仁治
え固より御連枝も有事ありさして順徳帝をいよと佐渡
國小申さくして其御子忠成王を京小在りてをこれ位
小申さくして其御子忠成王を京小在りてをこれ位
立はわらばおれ後嵯峨院あり其時城介泰時小向ひて

○三條大意五

。十二

申にやうて城介京著以前より早く忠成王御位小即せ賜ふ時をいひ小仕るるべきやと申ければ下時云汝まつかたに御子立まからせと云此泰時が語を以て其朝家を蔑視して空位虚設とせる腹心知ぬる夫かけまをめ辱ま吾皇固は天津日嗣の皇統を定め奉る事なそもふ小られ事ぞ天下小てこれとゆ重く大なる事ありふらむや抑泰時を鎌倉の將軍頼朝の執事小して陪臣たり然れども其時勢ひ威權彼が門小在を以て京都をりも相議せらる事あり泰時朝家を崇め重みし奉る形も速く上京して皇統の系濃く意高く齡長じ給ふを擇み奉りて相議り申はる事あり僅小己が被官を遣はして只おろし下して己の心ゆくあはく立と云の語これ皇統を自家の物とて礼不敬侵僭刻薄廢立を恣ふまらぬ故に此舉を徳を以て議らひ上る小ておろし順徳帝は御子忠成王を立申は小は必は父順徳帝は還幸れし奉らざる事能はざるありさては私家の威權を振ふ勝手はく又士御門帝を還幸ふは二年十月小崩御は故小此御子小定め申は時を還幸ふといふのかとあひあきを以てか

くを計らひしかり泰時が廢立意を以てせざるの徴を承久年間九條は廢帝は落し申し何ぞ四歳小あらせ給ふ君小何の不徳ありあらむ只順徳帝は太子たるは忌家の御子を立てざるものきはなり流し奉りし三帝はいおまてめ流し置べき腹心とする事明白なり然るは先儒等は頻小泰時がとく世を治め政事を正くあたると云ておれを稱美するそれ自家身上を修めると云ふ朝家の忠義小ておろし異邦明の代小遠國の諸生進士及第して又遙うは遠國の縣令の官は得とゆ其郷國とゆえ幾千里は所おれぞ妻子を害せられ主従と任小行々ゆ其旅の船中おて盜賊は害せられ主従とも小死々ゆさて其盜を右は官人の印章官牒の類を奪ひて自己其諸生小代ゆ裝ひて其縣小到ゆて前令と交代して其所を治め頗ぶる賞罰も正しく土民大き小懐きて賢令と稱はさて其諸生の妻子は困小屈が四五小訪ふ今繁昌して勤役たは乃ち今日公用よて此所は通行ありと告ぐる故といと嬉くて母も子めもの蔭

とゆ。父や夫の行装見らる。小はらよ父小め非交。夫小め
非る故。又々先の方走。其の宿めて。細小聴合せも
似つ。故うめ。何らざれ。ま。其。所。小。宿。め。て。細。小。聴。合。せ
し。小。国。も。郷。も。姓。氏。も。共。よ。父。小。少。い。め。違。え。ぬ。ど。も。妻。子
や。め。よ。つ。ま。て。任。所。小。來。居。る。と。い。ふ。何。と。も。不。審。か
る。故。其。上。司。の。府。と。い。ふ。小。此。實。否。の。吟。味。願。ひ。し
小。終。盗。賊。た。る。事。露。れ。て。召。捕。れ。ぬ。其。時。其。支。配。下。の。百
姓。等。其。德。政。を。あ。づ。き。て。連。訴。し。て。上。司。に。府。小。願。ひ。し。を
い。ふ。事。あ。り。き。は。れ。其。治。め。の。善。が。故。長。吏。と。稱。え。る
き。り。又。奸。盜。と。呼。ぶ。き。り。意。ふ。小。此。故。儒。者。等。の。か
孟子。流。れ。道。を。説。て。理。や。い。ふ。理。屈。算。用。づ。め。の。學。文。取。め
さ。む。き。故。か。や。う。の。議。論。出。る。事。れ。る。と。云。る。共。小
は。る。説。あ。り。き。あ。は。志。伎。乃。久。賀。實。や。此。逆。賊。ら。の。後。九。代
陀。智。小。云。ふ。さ。も。合。考。ふ。考。し。實。や。此。逆。賊。ら。の。後。九。代
相。嗣。て。承。久。元。年。と。り。百。十。五。年。と。か。め。の。間。奸。謀。狡。策。を
巧。小。して。世。に。欺。ま。し。め。高。時。が。代。小。至。り。て。大。逆。無。道。甚
しく。後。醍。醐。天。皇。の。赫。怒。小。依。り。天。誅。を。伏。て。一。門。殲。滅。ぬ

る。漢人の謂ゆる。天定て人小勝。といふ者小。て。あれ快

し。や。太平記より。一類天下小。は。び。あ。り。て。威。を。振。ひ。勢。を。專
在。る。者。已。は。八。百。人。小。餘。ゆ。ぬ。況。そ。れ。即。從。た。る。者。幾。万。億
と。い。ふ。數。を。知。ら。ば。は。る。を。六。十。餘。州。悉。く。符。合。せ。と。る
如。く。全。時。軍。起。り。て。纒。は。四。十。三。日。の。中。小。皆。滅。増。鏡。小。
び。ぬ。る。業。報。の。程。と。そ。不。思。議。か。れ。と。云。る。が。如。し。増。鏡。小。

天皇は賊徒が隱岐国小遷奉か。し奉れる條小。物見車所
せき程か。め。宜。な。女。房。も。は。ぼ。そ。う。ぞ。く。れ。ぞ。と。て。か。ち。れ
者。ど。も。打。交。れ。る。ら。ら。で。め。老。と。る。も。尼。法。師。あ。や。し。き
山。が。つ。ま。で。立。こ。み。た。る。さ。ま。竹。林。小。異。か。ら。交。各。目。押。拭
ひ。鼻。を。と。あ。あ。氣。色。ど。め。實。小。浮。世。の。き。え。み。き。今。よ
盡。し。つ。る。心。ち。ぞ。ま。る。崇。德。院。に。讚。岐。小。ね。は。し。ま。ふ。む

程の有さま。後鳥羽院の隱岐小遷らせ給ひなむ時ふども。はふるき有け免ふれど。音小のみ聞て。見ぬぞ知らば。此を始めたる心ちぞはる。日頃を何の小海むもふれ。交。數からぬ人。及むぬ身までめ。今日に御別のあをれ小。を置所あぎ小ぞ惑ひあるかし。君も御簾少しかきや。とて。おぬもかのも御覽おわたしお。御目留らぬ草木も有じかめゆ。岩木あらぬぞ。武士に鎧の袖どめ。おほどけ小ぞ見ゆる。都の梢をかかは。まで。御覽おかくるも。尚夢りと覺も。また梅松論小め。元弘二年。三月七日。午時。小承久の舊規に任せて。隱岐國を遷幸ふと奉るるき由。

治定に。さて御幸き。六波羅とめ。六條河原に西。大宮に下小成奉る。御先小を。洛中小て召るるま。四方興返拜せらば。都内を御車下簾を挂られて。武士をめ。關東に命小任せて。前後に圍奉る。次小准后三位局。其外狩襲東の女房。馬上小て兩三人。殿上人小を。六條少將忠顯。一人。閑道に供奉めて。是を拜奉る貴賤。魂は消し。涙を流し。飯ふ家路も忘る。凡。普天の下。いづくも君に民を非交といふ事あきれども。御身よ替て留奉る者め。おと。淺よこふどもいふ計。おと。翌八日。一宮。尊良親王。を讚岐國。妙法院宮。尊澄法親王。後よ。おと。土佐國。を遷奉る。おと。定ける程。宗良親王と申に。

小彼固此守護人各請取奉して都を出させ賜ひ々事
體ども日月地小落るを申め此時小やと覺えしとめ今
度も後嵯峨院の御遺勅を破て如此の義小及ぶ條天命
謀にがごとし御料かくて遠嶋小移され賜ふ敵慮のほぞ
圖奉めて御警固此武士も皆泪を流さぬを無りけりと
云ゆかくて次の癸酉年小此天皇賊徒被撥平て正く天
位を知看々事被神皇正統記よ委く記し平治とめ後
平氏世を亂して二十六年文治の初め頼朝權被專小せ
しとめ父子相つぎて三十七年承久よ義時世被取り行
ひしとめ百十五年凡て百七十餘年此間おちやけの世

故一、小知らせ賜ふ事絶小しよ此天皇の御代小掌被反
はしとめ安く一統し賜ひぬる事宗廟の御計らひも時
節ありはゆとぞ天下舉して仰奉りなると宣へり
委く
を見ろし關城書小我固者天祖經始之地日神統領之州
也聖々相承授受不忒且依禪讓且飯正理所經九十餘代
一、百七十餘万載也縱雖及末世不可有違越日神誓約可
暨无窮故也依之上自神代之古下及人皇之今欲傾固家
者不久滅亡欲圖逆節者必絶種類世之所知誰敢疑之而
今高氏等何者哉罪惡之甚先代未聞盜據中原已經七箇
年何其多幸也但承平將門六年而亡永承貞任十二年而
潰先蹤聊有之時節之未到歟情見和漢之風成大奸者雖
終取敗亡有過人之智力暫保首領也今尊氏等爲體非可
知政道之器无可貽子孫之謀家僕師直假虎威陵轢重代
之武士彼等一族誇張已比擬高時等行事凡重代輩皆是
王氏也保元平治以來屬源平之家各爲陪臣不屬皇家之
烈承久以來刺拘義時泰時等指麾及百十三年云々此書
を皆人の論る如く准后殿の正物小を非ざる物あら南

朝小心とせある人ハ大臣の眞物をも纂集て作れ。案や
るからむと所思えていと道理たれど。今書そむ。於
此、天皇の元弘三年閏四月の頃、隱岐國の行在所とゆ。伯
耆國は還幸の時小。名和長年ぬしの計らひ奉て。船上山
小御座ミヤマコロに安奉やすほうとてし事を。伯耆卷小云て。爰は不思議の事
き。君の御供申ごともたゆと覺おぼえとて。天小も地はめ。鳥カラス幾千萬
也。數知らば多加ゆらと。其中小七八尺計。あは鳥一羽あ
と。誠まこと不希代の事どもれゆ。又賊徒佐々木清高らぐ。二千
餘騎小て攻とせける處。山中響鳴て。三度まで震動に
俄ニガハ霧雨降て。傍成ソバナレものめ見えざゆらと。神の凱歌を合
せ給ふとぞ申しきる。雨止霧晴れて。何いづくとも來るとも

れく。靈鳩七ハ飛來て。基長ハ陣つら打廻て。内裏の方かたぞ
飛行とびきる。日野三郎義行。是見給。殿原たち。八幡の御加
護ごごあり。行末頼め。たとて。弓をひらめ畏る。皆々畏拜々
ふ。さて。大小打勝たる事を記し。はと廿九日とゆ。三月朔
二日打續つづきて。合戦有け。ふぐ。後小を彌物チカ數をめせ。多
くハ敵を滅ほしたゆ。出雲。伯耆。因幡の軍勢等。大勢小て寄
あゆなれども。叶こえばして。清高を我城わがに引籠こもせ。ゆ。
爰こゝハ不思議とも。の多加ゆを。隊中。小。狐二三千松明たいも燃
し。於。夜々。方々。舟。上山。参まゐりけり。山中。小。是
故。知らざゆけ。とも。敵方ハ。國くに小。近國の武士ども。ぐ。

主上の御方ミカタは参るとぞ見えよ。此コノとゆ後豊臣大臣朝鮮
の新寨の役小僅ツツ々は兵小て明大軍を討破られし時トキ
も故ある狐キツネは幽カクレ小助たゆと物モノを見えとるを思ふはオモ
四月一日大仙寺に然シカるる衆徒を召メて勅定有アはカ。
御在所の内云々の劔あるはシ。取テ進マせとと仰サ下さる。
罷クハ飯イて見奉れど品々シヤクは劔め候マひタるが勅定の如き劔
はカし去サ乍ナらとて似たる劔は進らレる小。是コノよてカあ
し能々見て参れを勅定あり。頻シ小求めメぬ。あカた由
は奏ウラひ唯見て参れ能々尋ねて進せとと勅定ある間衆
徒等も以外仰天して重シて見る所小。御神體の御膝ヒ下
小。何代ナニノヨとゆ納ウケたコトとめ知シぬ。御劔あり。是コノ小て渡ワらせ給

ひぎゆとて悦ヨロけシ。其時備中青江といふ鍛治カヂ。大仙權現
の夢想有アて我劔カをカ船上の君小進カるる事あり。出雲出雲
の古記コキ小。元弘天子下勅於国造及テ此時大社有劔二枚。国
造孝時上其コノ一劔畢マまシ今所在大社之神劔奇代之神ニ
也。柄長カ五寸七分云々。自柄頭至底二尺九寸七分。雖レ鳥ト国
造敬遠之不能シ拔見之ヲ以刀審形量之ヲ偏ニ也。懷橘談ニも
此事を記して。審劔二柄ありシ。於元弘三年後醍醐天皇
の勅小因て国造孝時御劔一柄は奉る賞として建武三
年小。肥後国八代郷を寄附し賜ふ。綸旨ありとて見せけ
り。今ノ一柄残りたるある。神代とゆは靈劔ありとて見
せし小。劔柄とゆ直ニ作付たるれ。其代小長一尺九寸の
と有リも。御夢告あど小依テてマ。其代小長一尺九寸の
劔は作リて進せと。又我劔小五分勝リある劔は作リて。船
上山に皇居小進せと。示現を蒙り。其如く作リて参候
と申ス。さゆふし劔を求メ出シける時トキ。参リ合ヒたれド不

思議の思を成し。青江が作りたる劔を。求出たる劔小比
ふれぞ。少しめ違えて。誠け御託宣れ。御を頼ましく思ひて。
衆徒等代。御劔をぞ。在所小籠。求出したる劔を。青江
の作りたる劔と。二持て參たれば。是あそとと勅定あり。
何ふは御告小や有けむ。不思議ありし事どもあり。神鳥
御劔の事とも小。神武天皇の御世の古事。いととく似
たり。大仙神。古事記傳。引きとる。撰集抄。ある説。大
仙寺縁起。小も見え。その地藏。記るといふ。地藏靈驗
記。太平記。字始めて。諸書小多く出たれど。その妄誕。論
ふまでも非。交はて祭神を出雲。大神ありと。或物。云云。
ど。あ。國引。坐。大神。やあらむ。そ。か。の。寺。縁。起。漢。域
れ。東。岸。震。碎。小。風。小。任。せ。て。來。流。ゆ。と。云。ふ。え。今。の。浮。浪。山
あり。山。王。權。現。の。勅。を。奉。て。彼。山。字。か。き。留。め。給。ひ。ける。ま。
御弓の影。湖水。映りて。自ら。遙。ける。洲。と。成。り。ぬ。西。れ。え
て。を。ぞ。□。大。神。杵。は。も。て。此。土。□。つ。き。し。と。稱。な。れ。ば。杵。築

大明神と申はとある。極河上天淵記。も類たる傳あり。
て。國引の故事と。杵築宮。此事實とを。混傳けむ。を覺也。
れ。バ。あり。又。全。縁。起。村。上天。皇。の。御。時。諸。國。神。々。小。御。位
一。階。を。加。す。られ。し。年。此。を。大。智。明。菩。薩。と。ぞ。宣。下。せ。られ。
る。應。和。三。年。癸。亥。三。月。の。頃。宣。旨。給。え。り。て。神。殿。小。納。め。
志。と。り。大。智。明。權。現。と。申。は。ま。と。平。忠。盛。朝。臣。清。盛。卿。と。も。
小。此。神。を。信。奉。て。子。孫。繁。昌。し。又。昔。金。門。額。傾。を。鳥。居。折。け。
れ。バ。佐。摩。の。檣。梯。と。り。大。木。を。引。上。て。岩。戸。小。懸。む。と。志。け。
る。ま。麻。柱。已。小。破。れ。て。叶。ふ。る。く。も。あり。し。時。鳥。二。羽。飛。
來。て。木。の。上。小。居。て。數。千。人。の。叫。聲。と。共。に。羽。を。あ。ふ。き。き。
れ。む。片。時。も。舉。げ。む。と。ある。ま。上。小。鍛。冶。小。恩。賞。下。
見え。と。る。靈。異。小。思。合。さ。る。ま。あり。建。武。三。年。十。二。月。廿。一。日。の。夜。天。皇。の。花。山。
院。を。密。小。出。御。お。らせ。賜。ひ。て。大。和。の。方。寄。趣。か。せ。給。ひ。を。
隊。小。いと。暗。夜。お。り。せ。れ。ず。御。供。を。侍。ら。ひ。ける。人。々。め。
いか。小。せ。む。と。わ。び。あ。す。隊。を。聞。せ。給。ひ。て。此。處。へ。い。づ。く

の程小や中尋ねさせ給ひ巻れど忠房の侍従稻荷の御社の前小あそと奏し賜ふばぬむ玉の暗きやみぢ小迷ふあり我まかされむ。そはれせもしび。とて伏拜ませれど御社の上をゆいと赤た雲一村立出来て臨幸れ道照し送りて大和のうち山小入らせ賜ふば雲ハ金の御岑れ上小て消失小せり正しく御供小侍らひて見し事小こそ。太平記小も道いと暗くして行くる様もあ嶺まで光物飛渡る勢り見えて松明の如く照る光終夜天を耀かし地を照しける間行路分明は見え程あくと記し全毛利本。此天皇の帥宮と申る時御徒跣小て百日八幡参らせ給ひける故小關東征罰の事をも内々慮小

挾せ給ひけるとや又隱岐國小御座は時毎日三度の御法あり後夜の御勤れ時小北斗七星正く天降て照させ給ひしを人皆拜見して涙を流さばと云ふ事あり隱岐國は臨幸の時え龍顔を海を移して龍王小訴申させ相ども有るやち。おど見えとる小て神助ありし事ハ知られたる故中興れ御業をばと賊徒小奪えれ賜ふるは。恐るれどめ專御一己の私欲をゆ。持明院殿れ御統を一向小絶むと爲賜ひ殊小御勲勞高坐し。大塔宮故賊徒の手小落して失せ賜ひ。朝小臣事し夕まを北京小羈縻せられし人々恥有しき幾もありゆけり。大塔宮勅答申し賜ひて此時上威嚴あぐり。下必暴慢の意あるをさ。れど文武の二道全く立て治むべきを今世あり臣若剃髪深衣の躰小飯し虎貴猛將れ威を捨む武は於て朝家を全せむ人誰ぞやと宣るを引ていとく口惜事あり。嘗時れ忠賞行れむ小き楠中將を第一として次小新

田氏をこそと君美も論ゆかど委く説き佐藤信淵も天皇御内心を固より宇内を安靖し蒼生を救済する大志有て遊されたる小も非交されむ御子小雄姿傑出の大塔宮在て身親ら矢石を犯して大業を経営し給ひて遂小天下を恢復し四海を統平し賜ふは是時天子天位をば親王に禪り早く世を避給えと天下永く皇室は飯服して万民和樂の世と成るる小天皇京都小還幸し給て戦士の創痍も未と癒ざる小早くも大に内裡に造營小取掛り且美女麗姫を募り集て侍侍の壁臣等と歌舞宴游を事とし又舊來の公卿小て少しも戦功はあき者も莫大の恩祿賜り今度恢復は事業小於て粉骨碎身あて功を立とる武士等も僅十餘人外はた恩賞を賜えらばて此を輕賤するはと大猫の如し於是乎因々の武士等皆大に望を失ひて恨憤る者極て多し且又大塔宮護良親王の英武絶倫大功有て威名は盛れるを以て己が放蕩の故障をかさむことを憚り奸人の讒言せしむ幸とあて足利尊氏に委ね鎌倉を下して土牢小幽殺し夫尊氏を頗る奸雄の才あり天皇の性輕躁はして天位小登給ふを見て天下を奪むと欲する逆謀日久し唯大塔宮の英傑を畏れて頭を擧る事能えは宮の既子幽

せらるゝ小及て朝廷は恐るゝ小足らざるを知ら乃ち兵を擧て反せしむ諸國の武士皆歡て此小從ふ者雲霞の如く共み天皇を攻めて京源准后藤原中納言楠正都が追掃ふに至れゆと云ふ源准后藤原中納言楠正成朝臣新田義貞朝臣兒嶋名和氏かど忠臣はばちとも登用させ賜えび私謁のに行えれ公正は事れく天下萬姓は救濟立むとれ御仁政を忘れさせ賜へるとめ皇大御神等れ大御心小違えせ賜ひ崇徳天皇後鳥羽天皇等れ御崇ども相沿襲競起して再度南山小行幸して京は還らせ賜ふとれくあてこたやいとくあえれ小哀志くうれた御事小あむ。

足利高氏弟直義らへ利を見て義はた夢小め知らさあ残

賊小て。初め北條賊小従ひし故。彼賊の止む事を知りて。
飯順して官軍小屬し。新田殿と權柄を相争ひ。後醍醐天
皇の中興に御業を奪奉らむとて。謀反ありとめ。事成ざる
を知りて。賊臣細川定禪が策小て。此を宗室の御争小事と
せ。後深草天皇御嫡流の御統。光明天皇を崇奉して。京師よて
天津日嗣小郎奉りしうせも。元より私心より出たる事よ
て。恭順の心とて。更小ぬく。遂小南朝北朝と兩十七相分
れて。父子骨肉相屠戮し。直義ハ逆賊中の眞逆賊小て。大塔
宮護良親王初奉り。皇太子恒良親王。成良親王等をめ。弒
奉れるた。宗トコトは天地小容られざる大逆あり故。後ハ兄弟喧

嘩して。高氏小毒殺せられ。高氏も四方小奔散して。枕を安
まる間ヒトぬく。癰を病て死し。それ子孫どもも。兄弟臣下め。互
小相殘ソコかひ。相屠ホフして。二百廿一年の間。一日も安き日をか
かこしかぬ。王銚百首よ。いのあるや。神の荒アレびそ。眞木マキの立タツ
荒山中アラ。君の御代経し。畏カシたや。皇御軍小。射向イムカひて。惱め奉
りし。たふれ足利天の下。せまと行イかひ。足利ハ。末の亂れの。
みだれ世もと。と詠れたるが如し。

正統記小高氏が事論給ひて。まろろと寵幸有て。抽賞
せられし加ば。偏小頼朝卿。天下ハ鎮し志小のと成ルる
小や。程ちかく參議從二位まで上ホめ。三箇箇の吏務守護。

及餘多^アれ郡庄を給はゆ。第直義左馬頭小任じ。從四位^ヲ叙^レ昔賴朝例^ヲあき勲功有^ルしかど。高位高官小上る事を亂政^ナあり。果^シて又子孫も早く絶^スぬるめ。高官の致^シに處か^トと申傳へたる。高氏等^ヲ。賴朝實朝が時小親族^ナあど^トて。優恕^スする事めれし。唯家人^ナに例あ^リま^シ。ち^トたる大功も形^クて。か^クや^キ抽賞せら^レた^ト。惟^シと申^レに輩^メめ^レた^ト。當るとぞ。關東^ニ高時。天命已^ハ極^スて。君の御運^ヲ開^キ賜^ヒし事^ナ。更^ニ小入力^トといひがたし。武士^トする^ルを^レ輩^メい^ハす^ル。數代の朝敵^ナあり。四方^ヲ參^リて。其家を失^ハぬ^ル。餘^トある皇恩^ナかれ。更^ニ忠^ヲ致^シ。勞^ヲ積^ミて。理運^ヲ望^ム。

こをも企^メ侍^ルる^ル。然^ルる^ル天功^ヲ盜^スて。己^ガ功^トと思^フす^ル。介子^ヲ推^シが^レ戒^ム。習^ヒ知^ルる^ル者^ナあ^リま^シ。高氏^ガ一^ノ族^ヲら^ニぬ^ル。輩^メめ^レよ^シ。昇進^ヲ許^スさ^ル。め^ハ有^ル。け^レぬ^ル。或^ハ人^ノの申^ヒした。公家の御世^ニ小反^ルに^シぬ^ルか^ト思^フひ^シ。小中々^ハ猶^ホ武士^ノの世^ニ成^ルぬ^ルとぞ^ハ。凡^ソ政道^トといふ事^ハ。正直慈悲^ヲを本^トと^シて。決斷^ノ力^有る^ルべき^レぬ^ル。是^レ天照大神^ノの明^カを^レ御教^ヲ形^ニて。決斷^ノ小あ^まま^トに^シ道^{あり}。一^ノよ^ハ。其人^ヲ撰^ビて^シ官^小任^じ。官^小其^ノ人^{ある}時^ナ。君垂拱^{して}坐^じ。され^ば本^朝小^も。異^朝小^も。此^を治^せれ^ば本^とに^シ。二^ノよ^ハ。四^郡を私^に小^せ。分^つ所^必。其^ノ理^のま^に。小^に。三^ノよ^ハ。功^有る^ルを^レ必^ず賞^ム。

し。罪あるをぞ必^ずび罰^す。是善^を勧^め惡^を懲^らふ道^{なり}。此
小^も一^も違^ふは亂^政をば云^ゆ。ま^と官^位勲^位の^ふとを^こ
も。説^賜ひて。内^外官^{とも}小^各主^る方^{あれ}。其^才明^くて
は。任^用せら^れら^ざる^らば^る事^{あり}。名^を器^とる。人^小假^さ
ばとい^ひ。天^工よ^人其^代る^をめ^云て。君^は妄^に授^るを^謬
舉^と志^す。臣^を妄^に受^るは^尸祿^とに^誤。舉^と尸^祿とは^国家
の破^らる^{。階}王^業の久^がら^ざる^基ありと^ぞ。又^人昔^は
忘^る。者^を明^くめ^{。天}を^道失^をさ^るは^ちら^ざと^て。
天^を正^理れ^よ。小^を行^をぬ^{とい}ふ^事。疑^はし^られ^ど。人
の善^惡を。自^ら果^報あり。世^の安^らざ^らば^はえ。時^は災^難あり。

か。天道も神明も。い^の小^とめ^せぬ^事あり^ど。邪^{なる}者^ハ。
久^がら^ばして^滅び^{。亂}れた^る世^{。正}き^小反^るる^{。古}今^は理[、]
あり。此^をと^く辨^知を^替古^{とい}ふ^{。昔}人^め撰^用ひ^られ^し
し^き。ま^だ徳^行を^盡して^{。徳}行^全けれ^ど。才^用を^崇め^{。才}用[、]
併^しけれ^ど。勞^効あり^{。取}る^{。ま}と^徳義^{。清}慎^{。公}平^{。恪}勤^の。
四^善取^とめ^見え^ため^{。玄}道^云。此^{、四}善^{とい}ふ^事を^{。元}唐[、]
自^ら小^神隨^{ある}神^教を^合する^{。制}を^用ひ^させ^給する^{。あ}め^れど^{。由}
あり^て。天^道階^立小^考記^せり^{。又}格^條小^を。朝^小所^養た^れ
れ^{ども}。夕^小公^卿に^至ると^いふ^ふと^れ侍^るも^{。徳}行^才用[、]
小^因て^{。不}次^小用^ひら^れら^ざる^しを^{。弘}弘^をめ^あか^とき[、]
實^は才^賢なり^{。種}姓^小を^らば^{。卿}相^小至^る人^もあり^{。寬}。

弘以來。譜第を先^{サキ}として。其中小才も徳も有^アて。職^{シヨク}は叶ひぬべき人をぞ撰^{セラ}ぶれざる。又白河天皇の御代まで。官^{オモ}は重^{オモ}くし給ひきりと聞ゆる餘ゆ。譜第をのみ取られ。ても賢^{サトク}才^{サトク}け出^イぬ端^{ハシ}かれぬ。上古小及び難^{ガタ}た事を恨^{ウラ}む。族^{ヤク}められど。昔のまゝ。小て。彌^タ亂れぬるやれぬ。譜第は重^{オモ}くせられけるも理^{コト}あり。但し才も賢^{サトク}く。徳^{トク}め顯^{アハ}小て。登^{トチ}用^ヒられむ。人^{ヒト}は毀^{ソコ}あるまじ。程の器^{モノ}かれぬ。今とて。も。必^ス非^ズ重^{オモ}代^ト小^コ依^ヨまじ。た事とぞ覺^{サト}侍^ヘる。其^{ソノ}通^{トウ}は。ハあらで。一旦の勲^{イサナ}功^{コウ}あどいふ計^{ハカリ}よて。武士代々は陪^{ヘイ}臣^シをあげて。高官^{オウカン}は授^{ウケ}むられむ事^{コト}也。朝議^{テウギ}の妄^{マカ}あるのこ恥^ハらば。身^ミは

爲^タもとく慎^{シヅ}むる事^{コト}とぞ。ま^ニ王^{オウ}政^{セイ}の時^{トキ}弊^{ヘイ}をも。凡^{ソト}王^{オウ}士^シ委^{ツキ}く論^ロ賜^キひて。

小^コ孕^{ウツ}まれて。忠^{チウ}は致^シし命^{ノチ}を棄^{スツ}るハ。人^{ヒト}臣^シの道^{ミチ}あり。必^スは是^{コト}は。身^ミの高^{タカ}名^ナと思^{オモ}ふるからば。されども後^{ノチ}人を勵^ガまし。其^{ソノ}跡^{アト}は憐^{アハレ}びて。賞^{カウ}せらるゝ。た。君^{キミ}の御^{ミコト}政^{セイ}れ。下^{シタ}せして競^{キホ}ひ。争^{マカ}ひ申^{マカ}ひるま。小^コ非^ヒ交^{カウ}。況^シてはせる功^{コウ}あくて。過^カ分^{ブン}は望^{ノゾミ}を。致^シは事^{コト}。自^{ミヅカ}ら危^{アヤ}ふむる端^{ハシ}あきと。前^{マエ}車^{クルマ}は轍^{ワダ}を見ること。は。實^シ小^コ有^ア難^{ガタ}き習^{ナラ}ひあり。中^{ナカ}古^コまでも。人^{ヒト}のさのこ豪^{オウ}強^{キョウ}は。身^ミ戒^{イシメ}められき。豪^{オウ}強^{キョウ}は成^ナぬまじ。必^スは驕^{オウ}る心^{ココロ}あり。果^{ハタ}た身^ミ滅^{メツ}し。家^{イヘ}を亡^{ウシ}ふ例^{レイ}あきと。戒^{イシメ}らば。め理^{コト}あり。又^{マタ}亂^{ラン}臣^シ賊^{ソク}子^シといふ者^{モノ}ハ。其^{ソノ}初^{ハジメ}の心^{ココロ}言^{コト}葉^{エフ}を慎^{シヅ}まざるをり出^イと。は。

かみ。世中衰ふるを申はき。日月の光を易る小もあらば。
草木れ色の改るよもあらざ。人心の悪く成行を。末世と
き云る小や。まこと大かとい。一身は恩小誇るとも。萬人は
恨を遺はる事なむ。かどの願ごさらむ。君ハ万姓の主
小て坐々。だ限ある地を持て。限あき人分たせ給えむ
事ハ。推て測奉はる。はと事小ふれて。君はわを奉り。
身を高くはる輩のみ。多く成れ。有し世は。東国トモの風義
も變ゆてぬ。公家の古き姿も形志。いの小成ぬる世も
か。と。歎ま侍る徒も有ゆと聞えしや。と。果して又大
亂小成ゆし由を。返はく。論賜す。此らはいとく信あ
る御説ども小て。國

家を保つ人。座右の箴と爲去るき。あとぞの。東國の
士氣の壯盛。あざと。蓋鹿嶋香取。大神たち。御子神等
は。御心あらびして。置き賜ひけ。物茂卿の説小め。室町
む。故ところ。思えるれ。いと畏しや。氏と。芳野御門。三種の神器を。帶して。近國を。坐せば。此を
氏と。芳野御門。三種の神器を。帶して。近國を。坐せば。此を
恐れて。京は去る。事成らば。東國小を。管領とて。代官は置
たれ。ぞ。め。別立して。將軍は。下知小。従え。師直師泰ら。が
如。武暴無慙の。田舎武士。國命を。掌り。か。上。下。濫放
小て。武威さ。牙弱く。下は。制する。事能え。大名貴族。擅小
大國を。領し。猛威を。振ひ。叛逆の。輩。年々。絶は。應仁と。ゆ。後
を。武士。自ら。國小。散在し。争亂を。事と。此。時。已。小。國。司。も
形く。領家。め。失ぬ。武家。成敗。をも。用ひ。ぬ。國。都。を。武士

の取がちれり。父を逐ひ。子に殺し。兄弟相滅し。或は主を
殺して敵小降す。人殺して妻を奪ふれど。筆小め盡難
し。開国已來未曾有の大亂。異国小め聞及ぬ。かどれ事小
てぞ有し。玄道云。齒牙小掛るもゆゝとせれど。高師直土
岐頼遠。若王かくて叶ふまじくむ。木もて作
る。金を以て鑄りて生たる院。國王をど。何方より。皆
流し捨奉らざやとも。院より犬うと云る。かど小て。時れ
板想像ぬ。る。されど。太平記。年中行事と申は。皆代
代の聖主賢君。天小受け。地小奉り。世を鎮め。國を治むる
樞機。かれど。一度も断絶に。る。事あまども。近年
を。一事も行えれ。去。神道も。朝儀節會も。あき世と成。こそ
淺ま。し。け。き。政道。一事も無。小。依。て。天も災。字。下。矣。事。板
知ら。び。道。汝。知る者無。れ。だ。天下。れ。罪。字。身。小。飯。して。己。板
責。る。心。の。無。ゆ。る。こ。ろ。う。た。て。け。き。され。だ。疾。を。云。る。如
疫。飢。饑。年々。小。有。て。蒸。民。の。苦。と。ぞ。成。よ。る。系。 如
く。小。て。應。仁。大。亂。を。元。足。利。義。政。が。家。督。と。り。事。起。す。畠。山

義就政長と。武衛義敏義康の喧嘩と。山名細川二賊の
相惡と。合て争鬪と成し。か。り。應。仁。記。小。義。就。政。長。文。安。元
年。と。り。應。仁。ま。で。廿。四。年。勘。道。を。蒙。る。事。三。度。赦。免。三。度。義
敏。義。康。も。廿。年。の。中。小。改。勤。せ。ら。る。事。兩。度。何。の。不。義。も
か。く。何。れ。恩。め。れ。し。依。て。京。童。の。諺。小。勘。道。子。科。か。く。赦。免
小。忠。を。し。や。笑。ひ。や。系。又。公。家。武。家。大。に。侈。り。都。鄙。遠。境。に
人。民。ま。で。花。麗。に。好。み。諸。家。の。大。營。万。民。に。弊。言。語。道。斷。か
す。依。て。万。民。憂。悲。苦。惱。して。此。日。何。り。ヒ。び。む。我。儻。と。俱。小
ヒ。び。と。謳。ひ。し。如。く。邪。を。せ。め。只。天。下。ハ。破。れ。だ。破。れ。と。世
間。を。滅。び。だ。滅。び。と。人。を。せ。め。何。き。我。身。を。富。貴。か。ら。だ。

他をゆ一段榮耀エホヤカ小振舞スヱマむや成行ナリキをゆ。はれど五六年間
小一度の晴儀ハルヒさすゆゑなる大儀オホヒれる小。此間打續ツヅクきて。
九箇度まで行をれざる。まづ一番小將軍の拜賀。二は寛
正五年三月。觀世が河原猿樂。三は全七月。後土御門天皇
の御即位。四は同六年三月。花頂若王子。大原野の花見れ
會。五は同八月。八幡の上卿。六は同九月。春日御社參。七は
同十二月。大嘗會。八は文正元年三月。伊勢御參宮。九は花
の御幸あり。諸國に土民小課役をかけ。段錢を棟別小謹
責ツグはせど。困々名主百姓を耕作をええび。田畑タタは捨スツて。乞
食オホカクし。足手小任せて。悶モトえ行くさま。邦に郷里村縣を大半

尤郊原と成小きゆ。又義滿が代小。倉役四季小係カケ也。義教
が代小。一年十二度加ゆ。義政が代小。臨時に倉役と。
大嘗會の有し年也。十一月小九箇度。十二月は八箇度れ
也。又彼借錢を破らむとて。前代未聞に徳政といふ事也。
此代小十三度まで行をれど。倉方め地下方も。皆絶タエえて
をゆ。讀史餘論小。倉役と名。富商富民トモにかけて。錢かる事
あるゆゑ。かく困用の不足トクするを。皆上人の驕奢小
因れ也。其流弊下民小飯して。怨苦せし
所の禍終小よと一人を飯イてる者あり。されど大亂の起
るるを。天豫示ソウされるる。寛正六年九月十三日。亥刻
小。坤方をゆ良方小。光物飛渡ゆて。天地鳴動し。翌文正元
年九月十三日。全刻子。本の方を飛歸トるるを。ふたぎを

豊臣秀吉公の神徳も重し給え。神郡をめぐりて地を給ひ
しのだ。度會郡さ。半^{ナカ}に他領をあたぬ。二所大神宮領も。
それのみ。度會多氣飯野。神三郡とて。神地をあたぬ。
代々の聖主御寄附も。買辨。三重安濃朝明飯高。五郡
も附^{ツキ}し。神八郡と云。其外諸国。小め。神戸。封戸。御厨。御
園。あどあ。小。今。度會郡一郡さ。宮川を限。て他
領あり。是。小。神威。衰^{オロ}も知られぬ。されど世中も静^{シズ}
まされ。神の威も亦は。小。久。他の押領と。あ
し。二見の郷。も。寛永。頃。か。へ。給。又。正保四年は。
嘉曆年中。と。断絶せし。公。卿。勅使を。め。立。給。か。

天下の御うやまひも。は。さ。日。小。そ。ひ。那。神道も。起。ら
ざらむ。や。神道盛。あ。ら。む。小。日。本。の。榮^{サカ}も。天壤と。窮^{キウ}ある
ま。じ。き。あ。り。神道。を。う。や。ま。ひ。て。困^{オト}榮え。神道。を。疎^{オソ}略。小。し
て。困^{オト}衰^{オロ}する。事。日。本。の。舊。記。小。書。に。所。詳。あ。れ。た。今。更
著^{アス}し。及。む。と。あ。る。如。く。天。下。小。ま。と。比。ぶ。申。は。る。き。御
事。あ。き。大。宮。は。小。か。と。あ。れ。バ。其。他。を。敢。て。論。ぶ。る。く
も。あ。ら。び。か。し。此。小。依。て。按^{オモ}ふ。小。俗。談。正。誤。も。古。御。世。小。を。
民。の。寶。を。爲。給。ひ。て。神。書。小。御。財。と。訓。せ。と。り。そ。れ。万。民。を
安。く。さ。る。賢。人。あ。れ。た。身。治。と。心。正。き。人。を。師。と。仰。ぎ。賜。ひ
て。大。臣。と。爲。給。ふ。此。二。の。外。を。寶。め。寶。と。い。ひ。か。し。故

小農を天下の大本をめ。仁親まゝ善於寶とまゝとあり。世の衰むとてき。厩戸皇子。馬子。僧於寶とし。時平。貞信公。御堂。關白。權柄を寶とし。北山。東山。書画茶湯の器を寶とせられたゆ。加様の人を。政を寶と思えれざり。この尤。源平の亂。山名。細川の軍。様々。軍。はまぐの惡事出來て。世を暗と成り。程子を物に翫るば。志を喪ふとて。名。硯。紙。棄て。源。賴。義。鎧の花や。の。小。美。麗。あるを。討死に相と戒め。平。泰。時。を。天下の名太刀とて。買求し。太刀。紙。若氣の至り。國。主。城。主のまゝ。事。小。あら。び。と。戒め。と。ゆ。荒。祭。宮。大神の御詔。小。天下は。臣。民。を。大神宮の御審。あ。り。と。詔。し。如。く。古。來。の。天。皇。を。其。大。御。心。を。御。心。と。して。大。御。代。を。

治。看。て。公。民。が。厚。く。薄。く。慈。愛。を。給。は。る。事。御。代。々。々の。御。紀。子。見。え。師。翁。等。の。委。く。説。明。さ。れ。と。る。が。如。く。中。御。世。小。ても。租。庸。調。と。三。の。貢。物。有。て。も。僅。の。事。小。て。十。分。小。し。て。一。を。税。と。い。ふ。と。ゆ。輕。く。賦。か。し。且。水。旱。大。風。疾。疫。の。事。等。あ。れ。ば。或。は。皆。此。を。免。し。又。半。を。免。除。し。給。ふ。の。み。あ。ら。ば。不。動。穀。ま。と。義。倉。常。平。倉。か。ど。の。設。有。て。此。を。救。え。せ。給。ひ。又。藥。食。紙。も。賜。は。る。事。因。史。令。格。等。を。拜。見。し。て。知。る。を。又。或。人。の。大。御。寶。と。云。小。西。土。小。謂。也。る。政。事。人。民。土。地。の。三。寶。は。義。を。皆。兼。有。た。ゆ。そ。を。人。民。あ。れ。ば。土。地。あ。る。を。い。ふ。ま。で。も。れ。く。人。民。土。地。を。治。む。る。小。を。政。事。か。く。バ。有。傍。の。ら。ば。是。を。以。て。人。民。の。大。御。財。と。い。ふ。義。明。か。れ。バ。仁。政。を。行。ひ。給。ふ。を。論。ふ。ま。で。も。か。し。と。云。る。を。家。小。然。る。説。か。ゆ。さ。て。此。寶。と。ま。る。事。は。變。を。見。て。も。時。代。は。と。の。變。を。知。る。を。い。と。く。哀。む。る。を。歎。く。べ。く。こ。そ。は。と。源。家。康。公。の。語。小。王。法。軍。法。は。農。工。商。を。合。せ。て。五。物。ハ。天。下。因。家。治。亂。の。基。か。ゆ。王。法。と。は。即。王。道。小。て。聖。教。は。道。小。從。ふ。小。て。我。が。神。國。の。古。來。政。を。改。め。ば。九。重。の。内。に。坐。る。

て。玉座^{ウツ}撼動^{カク}かせばきどめ。民^{タチ}は難^シ苦^シを知^ル看^ルざるを云。軍
法^{リツ}とい。武將^{ブシヤウ}將^{シヤウ}軍^{シヤウ}を勿^ク論^ルの業^ノ小^シして。治^ルは亂^ルを忘^ルれざる
といふれ也。ま^ニと人^ノ主^トと宰相^{シヤウサウ}と心^ヲ多^ク協^スせて。万^ノ民^ヲを子^ト
と育^ビべし。人^ノ主^トを父^トに如^ク。宰^{シヤウ}相^{サウ}を母^トに似^スる也。天下^ノ固^ク家^ニ
の主^ト也。善^ク政^ヲが肝^ニ要^スかゆ。善^ク政^ヲは元^ニを慈^シ悲^シかゆ。慈^シ悲^シを万^ノ
の根^ニ元^トとして。奢^ルは絶^テて。天下^ヲを治^ル平^ク小^シ夫^ル也。或^ハ儒^者者^グ
言^ヲを守^リし徳^川氏^ノの世^ニを治^ルりつるを。伊^藤物^部ら^ガ
仁^ノの義^ヲを終^ニ身^ヲ青^筋多^ク立^テて。争^論しけるを。笑^ハざる也。尤^モ
ぬる事^トと。又^ト曰^ク。大^厦千^間。夜^ニ臥^ス八^尺。良^田万^頃。日^ニ食^ス二^升と
ぞか。又^ト曰^ク。千^疊敷^万疊^ぶき^の家^ヲを持^テても。臥^ス處^ハ一^疊かゆ。又
前^ニハ八^珍珍^珍連^ぬ也。いふとめ。食^フ處^ノ口^ハ協^ス物^ヲ也。二

三種^ノは過^スび。天下^ハれ主^ト小^テめ。約^スまる處^ニ也。唯^ニ一^ニ飯^トと^カ外^ニ
た^カぬ。然^ルるを民^ヲ多^ク苦^シめ。只^ニ管^ス小^身の榮^耀は好^ム。金^銀を
蓄^ハ身^ノ小^代る家^ノ人^ハに思^付ざる様^ニ小^シなるを愚^カる次第^ニ
かゆ。此^ヲを唐^ノ太宗^ハ。我^ガ股^ヲ割^リて。我^ノ腹^ヲ食^フ小^譬也
也。民^ヲを本^ト我^ヲを一^身の者^トか^ル小^民を貪^リて。財^寶を取^リ
集^ムる時^ハ。民^ヲ反^キ離^レて。君^ヲハ^リる也。ま^ニと農^工商^ノを固^クの
苦^シは。一^粒百^功とて。其^ノ年^ノの秋^ニ種^ヲ取^リ。春^ニ田^ヲ
か^カす。夏^ニ草^ヲ切^リ。風^寒雨^濕を凌^ギ。様^々の苦^勞をして。秋^ニ
を稻^トと爲^シ。米^トと爲^シて。君^ヲ小^奉。諸^人を救^ヒ養^フ。誠^ニ
莫^ク大^ノの勲^功か^ル。此^ノ故^ニ小^君子^ハ。一^度飯^ヲを食^フ小^も民^ノ
苦^勞を忘^レず。已^マむ事^ヲを得^ズ。民^ヲ使^フ時^ニ。民^ノ間^ノ
を用^フふる。民^ハ是^ノ固^ク本^ヲか^ル。傷^ムふらば。本^ノ固^クか^レ
ぬ。固^ク安^シとあり。又^ニ此^ノ小^因て思^出す。豊^臣秀^吉公^ノの語^ヲ
小^藝能^カ人^ハ佐^カり。織^田常^真也。戲^事吹^物盤^將は遊^ビ

花奢風流の事々凡天下小並びれし然れども武道の事
を信長公の切て捨給ひし先ずどもかしか家康を花奢
風流まると諸藝小ハ無調法おきども武道の達人小て
國を治る事々我朝よも異國小も希あるは是字万能一
心万藝一職ヲかすぐたしといふぞと宜ひしとぞ此元
順帝グ世ヲ曠々グ宋徽宗グ事論する小とく似とり
成形圖説小皇國を君臣の名分天地は徹也古今小亘て
易るのらび三國小勝れて獨立するめでたき事ハ甲斐
ありていのばかり虫々ふる農民までめ稼穡は勤て上
入をゆる生かぐられ職分と落おきて苛政小苦と酷吏
小虐られても君上の惡きとは露怨奉らば只官長の令
れま小く從すゆ正直禮義の風俗からばやはきども
世遠く道衰す金銀衣食足たざるを禮義正直ハ俗變

じて輕薄私欲の風とされるは正淺見網齋曰親小事る
者ハ猶其天性の恩愛重く賊害小至るもれ或も少し君
小事るよ至ては其上下相維ぎ貴賤相持の體或不失者
ありといるとめ亂雜反覆の際君は棄て恩を忘れ敵小
降して義は背くもの往々是あり夫千万人今日父母を
將養ものえ皆かのく其國ハ重恩を戴く小あり寢て
も寤ても露忘るまじきは君恩の一からばや林鷲峰曰
夫臣之於君雖有周公之功亦是我職分也又文武天皇詔
曰軒冕之群受代耕之祿有秩之類无妨於農民夫天子ハ
冕冠を正くちて天高御位小臨給ふと農夫の耒耜を執

て。田疇を耕しぬふと。其體其事ある。天淵を違ひるれど。
共小其天職を奉て。人を治め。人を養ふは道。いづれう勞
し。いづれの佚に別とむや。然る小農夫常小其天職を
奉て。上を供養はる。一日やふと怠る時取し。若怠れば有
司と下吏と。大小督責嚴肅よふて。僅小死を免るよ至は。
然れど上天子の命令を奉て代りて其天職を任らるゝ
者。孰うハ其職を忘れ。其事小怠ること。豈得るをむや。さ
れど國民を治る者。其土の入税幾許あり。其出費も之よ
稱て。いくむくれるるべきは量て。常小驕泰を戒め。淳素よ
本たて。其天職を奉行ふるま理かり。然らざれど。天苟く

も。君宰は不職を咎て。青害交臻て。災下民よ及ぶ。宣化天
皇詔曰。食者天下之本也。黄金萬貫不可療飢。白玉千箱何
能救冷。さらば君を農を治め。農ハ君を養ふものにして。
誠り天下に重き寶あるる。我先王其を知看て。百姓人
民を以て大寶とに寶を田力かり。祖宗寶とざる者ハ。唯
民田小して賤ざる所を金玉かり。諸を身小本けて。夫の
孫謀を貽る。此皇祚无疆の基本にして。亦以て五穀豐衍
の隩區とにる所以かり。或物よ。君と民とを全し人よと
て。其異なる所を。その徳器の上
小屈るべきと。其下小をるべたを以てあり。只形を以て
異ありとせむ。農夫をして端章甫して。大厦高堂の上小
坐せしめ。君を以て敝衣を身小著し。耒耜を以て手小して。丘
壠の上よ立しめ。誰う其をみてあうらばと云む。此を

以てみれど、金衣王食をもて君とて、故衣糲飯をもて、民と爲まざりらざる事知るべし。然る小人君往々謂ふらく、安逸して人を使ふを君あり、勞苦して人を使ふを民あり、民を至めて卑く、かつ愚ありと、それ君も民も全く天の生る所にして、耳目鼻口、身支百骸、異なる事なし。徳義その任またふるが、以て天職をうけ、また祖先の餘澤に依りて、天職をうく。故小安逸して、人を使ふことをうるあり、その使る人、その才力大小、異なるべしと云へども、覬覦の心なく、區々と服し、靡々と隨ふを、これよる民は、天職を行ふ所あり、然るを知らず、これを賤しめ、これを愚う小ざるは、其愚云ふたれば、民も未耜を棄て、其業を成ざれば、三木必に至り、鞭笞必に至る。人君その天職小協をざれば、国家墟とありて、身死、名亡ぶ。然れども、天の罰をる所を、今日の罪、今日小至るは、非る故人、君或て其罰をる所を、今日の罪、今日小至るは、非る故人、所を、片言隻辞、一步一行、其小違ふを、即ち罪に、故子民その罪小遇む事、を畏れて、其職を失ふ事稀あり、人君を懼れざる故、小歎もをれば、其職を失ひ、天罰をうく。古をり、愁ふる所も、人君は、下民の情を、知ざる小あり、この故、小周公無逸、及七月の篇を作て、成王小き、めとるも、こ

れあり、故小漢高、光武、唐太宗のたぐひ、みれ下民を、興ふ主を、とく下情小達するが故、其徳を、か以事盛あり、幼とゆ、逸居安處して、を争う下情、小達し、稼穡の苦を知らざり、た、今人君、常小見る所、ハ膝行、舞蹈、聞所、唯々諾々、行ふ所、を奢侈、放肆、言ふ所、ハ鳴張の、大言、これ小長し、小化し、習ひ、性と爲る、終、天心小達すること、能えざる小至る、會人、臣稼穡の事、を語れど、全く耳、掩て、其語の下、卑、憚む、左右も、まよと失色して、其失言、故咎む、嗚呼、君、臣一、躰に、理を、知ざる、甚しきあり、人君、たま、治道小志ありて、小民稼穡のこと、を問ふ、左右、甘語阿諛して、民常小高山を見、廣野、小出て、目を、放、し、心を、遊む、せ、且、勤動して、飽食、故小民、を多く、其壽、保つ、それ壽、人、は、好、願する所あり、民、其、願ふ所、を得、君、又、此、を、憐まむ、やと、嗚呼、思、を、び、や、金殿、玉堂、え、人の、樂む所、君、常小此、小居る、君、小於て、敢て、樂まば、珍膳、芳羞、を、人の、悦、と、ころ、君、常小此、小食、ふ、君、小於て、敢て、悦む、は、是、常、ある、故、以て、かり、金殿、玉堂、珍膳、芳羞、を、ち、馴れ、ど、尚、これ、を、美と、せば、民、常小山野を、離る、事、あり、何ぞ、山野の、景勝、を、悦ぶ、を、人、君、たるもの、郊野、小出て、それ、景勝、を、樂む、を、以て、農民の、心、を、みる、大、小、戾、ると、云、勝、し、それ、霜雪、を、犯

し高山小入て薪樵取て風雨の日小篋笠破れ露躰小
して廣野小出て馬小秣かひ或る草か其勞苦如何
ぞや人君衣を重ぬ爐火を近づけ王杯を含み朱簾を揭
て遙く是を見れど興ある小似たり是辛毗此陛下於
ては甚樂しく群臣小於ては甚苦しと云ん類小て景公
の重裘して雨雪三日天の寒うらざる故恠むの心あり
且まゝ動作節を叶ふた生を養ふ道あり其を華陀の五
禽の戯れの如きを云ふ事小して百身倦憊して朝も
夕も小至るまで休息する事なき何ぞ生を養ふ道か
らむ其食ふ所は糲飯腹を満されど草木の葉を交るて
ふれを食ふ此を飽飯と云ふからば苛政を恐るゝ事
虎の如く貪吏を恐るゝ事狼如く賦稅給せざれば或
は撻楚せられ或は繫累せられ邑をえられ田賣り妻
子四方小散じ老者を溝壑小轉死に其悲哀憂苦小あり
て命も已ま絶むとに民必壽考ありと云ふ事らば幸小
壽考ある者もこの哀小あひては天没の人を羨らば其
年老てこの憂小あふを不幸と云ふ事らば其不
甘言阿諛し終り人君の仁心を下小通せざらむ其不
忠云むかとかく君もまゝと不明ありと云ふ人君深窓
小おて下情を知むとあらざ宜く學文し六經子史百家

の書或熟見れば下民の情稼穡の苦み章々として明
の書或熟見れば唐の内官仇子良其徒小權寵を固くするの
術を教りて人君をして書或をまゝとむる事ありれ儒生
は近づけあむる事あかれといふや茲臣邪臣は惡む所
あれど其治道小益ある事云べしして知る人臣として
其君の學文を禁びるは子良が徒なるを惡む所好む所か
一小おて我惡む所好む所をたまゝ人の惡む所好む所か
ぞ我心をしてこれをして料れど天下の情胸中小歷然たり
はれど一人の情を以てを量るをうらざるあり人君常
小思ふを宮室の安妻妾の奉衣服飲食の美此數れ者
え我が欲る所あり民もまゝと人あり我小異ぬる事あ
り然る小民宮室の安きを欲ればども其處ハ膝を容る
小過れば壁ハ全き土あり牆ハ全き紙ありそは窮に
る事甚しをれど垣墻をこがちて薪とし家屋を賣て賦
税とにそれ妻妾の奉を欲もれども不幸小して終身妻
妾得ざるものあり幸小して妻を得るもそれ窮むる事
甚しけむ妻を除去して一日に命全きものある小
至り衣服飲食を美を欲もれど糲飯腹小みたる敝衣
肌を蔽えれば窮むる事甚しけむ糲飯腹小みたる敝衣
尚足ざれば人相食む敝衣を脱して市小ひさぎ露身風

霜の寒さをわかたぬおふと小我欲する所を極めむとし
て下民に疾苦かくれ如きを省こざるはいのふぞやと
入君の常小これを思量らば人情小於て何れ暗き事り
あらむとも見ゆ此らを皇上の御手代とある人の謂也
る上とるは固をゆ難く下たるも容易からざること
を必知るを事とめおれどをきついで小ぞ

實小此時ハ前後小あき衰亂れ極小て有也しかど謂ゆる
否極あり

て泰來ると易冬盡きて春來ふ時あして後柏原天皇の大
小いふ如く

神宮坂御信仰有也て泰平の基を開りせ賜ふとし或人れ

説て見聞雜録延佳神主隨筆云頃日熱田社記と云祠官れ日記坂

傳哥て見る小後宇多帝の建治年間とゆ後々神劍の靈忿

らせ給ふ事多く見ゆ元弘の亂も全く神れ御忿小して吾

皇大神宮の神異とかえ依事あし是皆至尊の佛小惑えさ

れ給ひて追々小皇祖神の祭祀坂忘れさせ給ひ益々靈社

子佛坂入れ狂僧醉儒の溢き次第小任せ給ひし崇小依て

あり凡て彼御時とゆ更々十五代は間世亂て國家一日も

安き心あし故茲小始て御心付給ひて後土御門帝の末と

て神祇を敬初め給ひて後柏原帝諸社子使を立て祈請せ

させ給ひし事ゆゆ其とゆ漸く亂を平ぐるを武將出初て

少く泰平小可復萌し見え初めたりまよ佛法行れて帝位
衰衰させ給へる中小

も神佛を混じ給えげましかど左までは事も聞えざゆ

しを白河堀河鳥羽帝の頃こゆして靈社よ法樂舎を建て

僧を專置給ふ如き事始め給ひしとゆ終り元弘建武の大

亂起れゆ凡て此間十代許ひとふる小神を去て佛よ泥醉
し給ひし故子只淺間布ことこの多く殊更應仁文明の如
き國中の亂も興ゆき後柏原帝初て醒させ給ひて諸社小

祈謝し給ひしとゆ。名將英雄の士進こ出て其亂を打靜め
於いて正親町帝取わけ神祇を尊崇し給ひて始て太平
を開りせ給ふゆ。伊勢舊跡集云。後宇多帝を兩宮小法樂舎
を建て大般若誦せしめ給ふ。又櫻町帝を神道に衰ふゆ。
歎きましまさの。獻慮よとゆて久しく絶とゆ。公卿勅使。宇
佐香推。或は社二社の奉幣を興し給ふ。大嘗會小を前後數
日。間洛中の佛事。晨鐘よ至まで其音を禁せられ。築地
出入る醫師よ。假鬢をせさせて法名を呼たしめ。忌詞
を用ひられ。佛に避給ふ事。齋宮は古法小歸せり。前の勅使
筑紫の御通路小め。皆然り。されど後宇多帝を亂世の非禮
當今を治世に法則おのづから著明しと云。正親町帝は後
柏原天皇。正親町天皇。先づ今此。太平に御代を開かせ給
ゆる。かくて右等の書小。正親町とも。櫻町をめある小。つ
て。その事蹟を考合をゆ。正親町天皇も。神を尊崇せさ
せ給ひ。又櫻町天皇も。右の書小云。るが如く。か。其。中。小
見聞雜錄。正親町天皇を指奉り。舊跡集。櫻町天皇をさ
し奉り。と。記し。後陽成天皇。いそしく。め古學を興てむ
ゆ。と見ゆ。少。思立し。大御志坐事。先師の説れ如く。小て。その衰亂
は極と

右後柏原天皇御即位の禮。府庫耗竭て二十年。不ども行
えれざり。小因て内大臣實隆公。大坂に本願寺小諭して。
經費を獻らしめて。此を行せ賜ひて。ゆ。彼寺門跡と爲
り。後奈良天皇の御代。小十年。かど大禮の延し。小大内義
隆。金を獻じて。初めて行えれ。その料。金上。正親
町天皇を。毛利元就。朝臣の。その料。金上。正親
町天皇を。賜るゆ。大膳大夫。從四位下。小陞せ。
菊桐御紋を賜るゆ。とある。小て。め。想像られとゆ。

右御事小考合奉る。事。因小説む。建内記小。永享十

一年二月條小。御學問所被預置。淨花院御文書内。御記一

合ツ。次第可被御覽哉之由。被仰下。延喜天曆御記以下。

次第可有獻覽歟。但近代之儀。先爲大切歟。先後圓融御記。

被號。田記。獻覽可宜哉之由申入了。雜々御櫃内有混亂之御文

書と見え。觀音寺相因記小。全十二年十一月八日晴万里

小路大納言送書狀曰。本朝書籍事爲被寫置方々被尋仰候。此目錄内被爲在分可有御注進候由。内々勅宣候如家牒全可被尋仰候由。雖目六之外自然御所持候目可被申候哉。恐惶謹言。十三日霽。先日目錄之内所在分注一紙以進。今日遣方大許目六全返遣了。於本書者全可下給。此尤後花園天皇此御代ある故。古く天武天皇持統天皇の御代小古事を討竅賜をむとて諸家氏文どもを徧く誂求め賜する。深き慮あり。思合奉られてか。依衰乱の代小しも。深き慮あり。事をまが推量奉る。修し御湯殿此上日記す。文明九年正月廿二日。けさこの御拜小あゆめてことし御杯よある。年の中此御神樂。今宵ある廿六日。水無瀬此御えいも鳴

動のとも聞ゆ。内侍所此鳴動。此事親長卿記兼致記あど小も見ゆ。加れ此小供料千足つけらきて。祈念申はる。たこと仰せ出さゆ。今日まで七日御祈禱をいろく申て。結願の由。頭中將をゆ申さふ。廿九日。神宮の法樂小。百首此御題。あれたあかこへ参らる。五月七日。法樂の御百首ちふ重ねらる。昨夜この御神事小て。今朝臨時の御拜小。あふ。廿五日。昨夜この御神事小て。めでたし。十月廿日。明日の料小。今夜この御神事この。今夜このふけ祭この。能所小てあり。兼致記小。全十六年二月七日。神宮参詣記。令校合長進上之云々。此記前官務晴富宿禰召進之者也。長享三年八月廿一日。三社の託宣。兼俱。卿小。供養の事仰せ

ら依。九月十五日。臨時に御拜小ぬる。十七日。今朝まで御
拜小ふりてめでたし。十月十一日。神宮の傳奏申さ依。
下宮の久志き御仕を。參宮れもの悞^{アヤ}正て。炎上^{アキ}ふとし。
注進^チあると申はる。十一月廿九日。兼俱^キ卿參^マりて。黒戸
ふて御對面ありて。神道^{カミミチ}の志と。ちと御傳授ありめでた
し。全^ツ七年九月一日。雨ふる。内侍所^{ウチノサト}御千度まおる。十月
十八日。内侍所の御法樂遊む。方々をゆまわるをある
は。後土御門天皇の御代れ事あり。さて後柏原天皇の御
世の事^{コト}ハ。全^ツ記よ。宣胤^{ノブ}卿記小。永正四年。正月二十三日。
奏事^{ソウジ}目錄付^リ御詞^{ミコトコト}遣頭^{ツキアヘ}辨^{ワカ}。永正四年。正月廿三日。尚顯^{ノボリ}奏神

宮條々^{ミヤノチヨチヨ}祭主^{マツリノヌシ}三位^{ミタテ}申^{マウ}造^{ツクリ}替^{カヘ}事^{コト}仰^{オホシ}早^{ハヤ}可^カ申^{マウ}沙汰^{サタ}全^ツ申^{マウ}神領^{カミノリ}再興^{サマタリ}
事^{コト}仰^{オホシ}詞^{コト}予^ヨ被^カ仰^{オホシ}武家^{ムケ}全^ツ申^{マウ}荒木田重德^{アラキノカミシゲノリ}叙^{ノボ}爵^{クワク}事^{コト}仰^{オホシ}可^カ宣^{ノボ}下^{シタ}兼^キ
卿^{ノボ}記^シ兩宮^{フタノミヤ}一度^{イツド}遷^{ウツリ}宮^{ミヤ}之^ノ義^ギ先^マ蹤^{スミ}无^ナ之^ノ後^{ノチ}柏原^{カシハラ}之^ノ繪^エ旨^{シメ}巡^メ
番^{ツラ}遷^{ウツリ}宮^{ミヤ}之^ノ義^ギ被^カ仰^{オホシ}出^デま^スと永正十四年正月^{エイセイジヨウシヨウ}久^{キウ}く絶^{ツツ}
節^{フシ}會^{アイ}を興^{オモ}賜^{タマ}ふこと。也^ヤ見^ミえ。御製^{ミコノツクリ}治^{ツクリ}め志^シある。我^{ワガ}代^{トキ}いの小^コ
宣胤^{ノブ}卿^{ノボ}の記^シ小^コ見^ミ也^ヤ。也^ヤ見^ミえ。御製^{ミコノツクリ}治^{ツクリ}め志^シある。我^{ワガ}代^{トキ}いの小^コ
波^{ナミ}風^{カゼ}は八十島^{ヤソノシマ}かけて行く心のれ。安藤^{ヤスフヂ}爲^ノ章^{ハシラ}が此^{コノ}御製^{ミコノツクリ}
樹^ツと列^{レツ}國^{クニ}の大名^{ナノナメ}等^{トウ}までも此^{コノ}御製^{ミコノツクリ}を座^マ右^{ミダ}に銘^{ナリ}とこして。
天下^{テンカ}國^{クニ}家^カを治^{ツクリ}め給^{タマ}え。士^シ農^{ノウ}工^{コウ}商^{ショウ}各^{カク}其^{ソノ}所^{トコロ}を得^エて。王道^{オウダウ}小^コ
近^{チカ}かるる。はとちどく。小^コ思^{オモ}ふ志^シとあき。世^ヨや見^ミむ。上^{ウヘ}
め惠^メまば。下^{シタ}も靡^{ナヒ}り。又^{マタ}いの小^コせむ。月^{ツキ}日^ヒ全^ツこ。心^{ココロ}小^コて。
雲^{クモ}の上^ノとゆ。世^ヨは照^{テラ}さかむ。形^{カタ}ど承^{ウケ}を依^ヨ小^コ。そ此^{コノ}大^{オホ}御志^{ミコノシ}を
知^チ奉^{ホウ}られて。ちとく。小^コ涙^{ナミ}のちとくまる。れ正^{マコト}。水^{ミヅ}記^キ
小^コ此^{コノ}天^{アメ}

皇の大永六年四月七日卯刻に崩御し事を記奉て御年六十三近臣只惘然悲涙哭聲皆以消魂音樂之聲聞虚空之由有沙汰雖難信用數輩觸耳之由稱之後聞遺詔云任葬司山陵因忌素服舉哀被停止と見ゆ又彼日記小後奈良天皇は天文廿一年三月十日御むさう御覽せられて神宮に御法樂の倭歌十二日とゆ初まる。全廿二年五月内侍所小て御千度せさせられて御くま参る。全廿三年五月四日とゆ年々御まゝ小けふとゆ臨時の御拜小おらせおえしまは五日臨時の御拜今日までめでたし。此天皇の天文四年宸記小神宮之事奏時也狩衣烏帽子直衣おど小てを非るやまゝ皇憲はと後與神道所被定用不可有私之故也と記賜り。陽成天皇慶長四年閏三月三日日本紀新板仰付られて。

今日出来皆々下さは五日日本紀伊勢内宮外宮を傳奏していどはる。梵舜日記小今年四月十一日禁裏とゆ寫也時慶卿記よ全八年六月廿日條小主上奥召被召御酒たまふ書籍部分事被仰出其同小集寄詩史類古文類錄歌書等被置予ハ餘分書立了獻言辱仰あり。慶長十四年八月廿四日遷宮前後の相論かき物紙以て申て内宮に申分大かゝ理運さう小思しめし候さどおら將軍の御心得いゝ候やらむ尋ね候て重ねて申入れ候へのと仰大炊の御門祭に仰せいたさは。時慶卿記よ全六日下小遷宮に儀申に争あり内々禁裏伺様小との義從高臺院殿孝藏主を以て被仰女院御所女御殿へ内々伺申候處御所小も内宮とゆと九月十三日云々いゝやう小ても勅定次第被思召旨也。

せし事小て。内宮の遷宮也。まがさきかと仰いださゆ。
十五日。伊勢の遷宮。心得られ候。神寶は御道具。御覽せ
らゆ。女院の御所々皆御見物あり。十六日。一社の奉幣
のぢんけきあり云々。一社の奉幣。昔々神祇官小て。取行
それ候。もども。今は其處かきよとゆ。吉田小て行ゆる。
時慶卿記小もあひ見え。孝亮記小。天正年中。迄。神祇官代
在。内野。然件。内野敷地。被構。大樹屋敷内。之趣。今度。神祇官
代。被用。吉田。初例也。祭主伊勢へ下。召たとし。御按内申。廿一日。今日
内宮の正遷宮小。天氣とくめでとし。廿七日。外宮の正遷
宮小。天氣とくめでとし。や。あるを拜見て。御代々々。天皇
の御事業をも。かつぐ。量奉らゆ。るくこそ。殊。日本

紀の新板板。神庭。奉らせ賜。するを。師説。小思。合せられ
て。いと尊く。たぼろ。せし事。や。き聞え。べ。いと恐し。や。又此
の他書をも板。り。あらせ賜。ひと
こと。慶長勅。版。考。よ。就て見。る。し。

終。小尾。張。因。とゆ。平織田。右大臣。信長。公。豊臣。關白。秀吉。公。參
河。因。とゆ。源。徳川。太政大臣。家康。公。相嗣。て。興。賜。ひて。天下。に
禍亂。を一掃。して。皇室。を。崇奉。し。太平。の化。を。樂む。事。と成。り
し。は。も。え。ら。熱田。大神。の御心。あり。や。む。こと。故。翁。等。は。説。の
如し。

そも織田氏の。それ。か。こと。ゆ。皇室。を。尊奉。せられ。し。事。を。
元長卿記。永正。七。年。下。小。万里。小路。殿。と。ゆ。れ。御書。を。載。て。云。く。

御出張珍重候然者被成綸旨京都之儀禁中御警固以下。堅被申付候者可被悅思食之旨被仰下候猶明院可申候。巨細礮谷兩人仰含候也。謹言。九月十四日。惟房と立入文書小あれ織田彈正忠殿。まる今般隣因早速屬御理運諸人崇仰之由奇特誠以漢家本朝當代無二之籌策武運長久之基併御幸名無隱候就其被成勅裁之上者被存別忠每端御馳走肝要候御料所等之儀且被出御目錄候故此紅袴下給之候表祝計候猶立入左京進可申旨候也。十一月。九日惟房と立入文書小見も織田尾張守殿下小引く宗繼記に立入左衛門尉久次と二人密旨を奉て降向ふ由記せといひ。宗

牧の東園記行小。天文十二織田彈正。信秀禁裡御修理の儀依被仰下平手中務丞。政秀罷上り御料物進納其後敵感の趣を仰せ下されたくち覺し召れがら所々出陣かど聞しめし及され傍とかく怠りしを態と勅使かど下さば傍き事を因の造作あまば我等下因小女房は奉書かどおとづてらるる由廣橋殿を仰聞せられとゆ云々。又名こやよ霜臺小見參朝食以前女房奉書古今集かど拜領今度不慮の存命もあのだ免小せてぞ有る家は面目不可過之かど敗軍無興の氣色小見え濃州の儀一度達本意事め侍らざる重ねて御修理の儀とめ仰下さ

れ候やう小内々可申上云々武勇れ心きえみえとる申
され様御言傳迷惑も忘れて老後満足也と記し。それ後
立入宗繼カシぐ恐カシま密旨を奉て。信長公の許モト小往しめ。舊モトと
どか、依縁ユエ小ぞ有々る。謀を万里小路大納言惟房卿小
付て。奏上せる。天皇内侍所カシ御とじもて決させ賜
ひて。永祿五年十月廿五日。磯谷久次と二人京坂立て。熱
田宮に御幣を奉賜ふ御使小託て。清須ある信長公の許
小往て。勅旨を宣る。信長公いさく感悦られて。謹て論
旨まよと退轉之公家相續之事御領所之事御修理之事と
いふ。三箇條の御請小判を加へて上り。森柴田丹羽木下
瀧川の五士を急小呼て。此を知らしめ。さて二人小種々
盛饗して。辭して飯上る時。雁鶴あまよと。金子も贈ら
れ。万里小路殿。御返事不申。おざと禁中様。言葉小
て申渡し候。一兩年中。小出京仕。急度御奉書可申也。御心
得奉憑計。小て候。まよと。全。十一年八月。近江。因坂。討平て。
京。入給ふことをいひて。廿八日。公粟田口まで御越か

ある處小立入左京亮万里小路殿。爲御勅使御供申也。其
時信長粟田口小陣多ひかる。御勅使小對面有り。自禁中
御折を被下。信長戴き。近年まよと御待かね候らむ。此上
を何様小も押出候て。禁中の事御馳走可申也。小性衆御
馬廻衆。信長手づゐら。大内様とゆ下され戴き。一世の面
目とて悦賜ふ。早急飯らせ給。京中。一人も武士の者
入不申候。五畿内。二三日。中小隨。参内の望有之。云々
と委く記し。まよと後水尾天皇宸記を引て。應仁の乱と
諸士に武士を各の力を争ひて。社領寺領公私の所領押
領する事。數ふる小暇あらば。是をゆ以來。宮中日々小零
落して。悉く建曆建武。比昔。小ハ似る。なぐめ。あらば。時あ
るて内大臣信長公。天下。以堂内。小こて。ゆ。漸朝廷。字經
營。以。事。小成。ぬと。勅。する。由。見え。立入直貞記。二條康
道公御語とて。御倉立入者。禁裏。致御忠節候者也。信長
公尾張半圀主。時立入左京亮入道隆佐と申者。正親町院
様。密々。小信長公へ。勅書被成下。天下安泰御使仕候。其時
之旨。万里小路惟房を以。申上。尾張。兩度御使仕候。其時
分。關所多くて。道々。運上。字出。通申候。夫故。禁裏。信長
公致忠節。諸家。于今。繁昌。をること。偏。隆佐致忠節。候故
也。ともあり。あえ筆のまよと。始め。て。世小傳。了。たる。と

た異あるふとも交りたよそに功績のち
ちしくむかしくなれば煩しけきと抄出於
奈良天皇の御落胤小はち、事へ。戴恩記よほの見えて。
岩垣氏西田某が説るが如し。或物ヲ草創五君に中ノ頼
朝卿を尾張國の幡綾信長
公を那古野秀吉公を中村の産かり誠ヲ熱田大神の國
家鎮護れ爲ふ此を降して乱逆を治賜るあり又織田
豊臣兩家の旗下たりし前田丹羽柴田林長谷川築田川
尻水野岡田堀田中野堀關平手赤座内藤佐久間池田佐
佐森加藤福嶋蜂須賀小出伊藤平野瀧川等始め勇
將猛士の當國小出生る千を以て數ふることも云
尚
豊臣徳川二公の事へ説まなき説れ多の依を殊ヲ記
ちてむとぞ因小云山田以文ぬしに説小文明應仁の亂
後朝廷の御衰微小て諸事は儀式廢絶したる小慶長以
後昇平の徳化よとゆて寛永年間とゆ有識の人諸家此

舊記は考すられ朝儀を舊小復せられちかきとめ此頃
いまご記録せ小乏しく失考多し是を俗小寛永有識と
いふ其後貞享の頃大嘗會御再興小つき御厨子所預紀
宗恒命ミコトを蒙りカフ勅物並諸圖等を奉る此頃一條攝政兼輝
京極兵部卿宮文仁親王宗恒とせめ御商議ありて類聚雜
要抄彩色圖を作らせ給ふ小とゆ古の調度は制大よ明
らうれ也其後滋野井公澄卿野宮定基卿有識の譽あり
元祿七年賀茂祭御再興ありしとゆまはく舊儀小復
せらる事多し元文の頃新嘗會御再興小つき貞享の
失考改られし事あり荷田在滿の大嘗會具釋辨蒙等

も此頃ハ著述あり。天明大嘗會の時。中山愛親卿。有識の
人小て。大小舊儀ヲ復せらるゝ事あり。天明八年。内裡炎
上の後。裏松因禪殿。卅年來ハ間。籠居の艱難ハ凌ぎ大内
裏圖考證五十餘卷を著述せられし功。一時小顯をれて。
新内裏ハ清紫兩殿。承明門。宣陽殿。左伏座。飛香舎。玄暉門
等ハ舊制小復せらる。是小とゆて。朝儀典故。大小一變ハ。
新内裏還幸。竝新宮旬儀等。文物大小盛あり。其後文化文
政の間。御讓位。御即位。大嘗會。賀茂。八幡。臨時祭。仙洞御幸
の御行粧等ハ事。まほく舊儀小復せらるゝ事多しと
云。る。げ小。さ。詠。説。ぞ。か。し。

はて元治三年の頃とゆ。徳川氏も。大政を天朝小皈し奉り
て。ま。と。遙。小。數。百。餘。年。舊。小。復。ゆ。て。皇。政。の。天。朝。と。ゆ。出。る。御
事と成りしは。專と天皇祖神ハ神御量小て。寶祚の御榮を。
理の如く。天地と無窮。日月を極止。おと形く。御座ハ御事
を。申。は。め。更。小。て。い。と。く。め。で。た。く。畏。き。こ。と。あ。り。は。て。或
人も説る如く。我。天。皇。命。を。や。の。て。大。神。宮。の。宇。都。御。子。小。坐
て。そ。ハ。神。隨。小。立。賜。る。理。の。御。教。ハ。小。く。御。政。を。垂。賜
ひて。天。下。ハ。治。賜。り。れ。た。天。下。の。公。民。を。そ。ハ。御。德。化。れ。よ。小
ま。小。万。違。背。奉。る。こ。と。お。く。上。を。天。神。地。祇。ま。と。皇。上。よ。と。く
仕。奉。り。下。を。父。母。小。仕。す。小。ま。志。て。我。身。を。更。れ。り。妻。子。親。族

汝愛育之。擴めて國家の大用をめ爲はる。恪勤むはる。や
めて人の道ふべき。此やめて天皇祖神は御教ふて。豎も
も横も足たせる大道ふれ。此道は一もて貫く所以小
ぞ有る系。何加しあしや。王とまげ小も。朝廷を畏れ尊こ
叶ひ。天神地祇の御加護は。庶あるをれ。上下安。靜。五穀
豐登の祈禱も。此小過とる事あるを。らぬ由。反。覆して
此を論れ。又公卿官人たちも。其祿を輕けれ。程々官
職を帯びて。皇朝は親く仕奉り給ひ。其重を御禮典は。執行
ひ給ふ人々あれ。貴き御方々を申は。小及ぶ。未々は官
人衆小至るまで。かど。小厚く敬禮を加ふ。を御事ふ
る。そは祿の薄く。身分の輕きを。侮りて。あは。か。し。こ。非。禮。は
は。ら。た。と。ひ。輕。き。人。小。も。官。人。も。皇。朝。小。仕。奉。る。人。ふ
とあり。あほ委
く本書を見らし

師翁も引いてられたる。鳥羽義著が説ふ。我日本は。神道

故以て開闢して。其法令日小盛なり。漢國の俗を見むと
思え。犬の群集を以て見と。弱き者他を侵せば。強き者
此を制は。故小群犬彼強き小伏は。然まどめ。其勢子小傳
ふる事なり。我道も然らば。一度君臣立てとゆ。賢愚得失
を撰むは。その血脉は尊とて。御々代々君を下小落賜ふ
事なり。かゝは禮義正なき。長久の教を棄て。漢土の禽獸
は道を學ぶべきや。人倫の大綱を。上下は外小あるは。の
らば。臣と志て君を侵奪ふ時。人道破れ。仁義五常ある
事ふし。此は大道廢れて。仁義ありとをいふ。日本は漢土
とハ。固異あはを以て。道も必全からば。一國一郡の内小

てめ。地理異なる時。産物氣習自ら替あるが如し。日本は陽氣の國なり。明陽の性。外進て剛強なり。故に人物上古より退て謀慮ゆる小疎く。勉めて剛強進て勇猛なり。故に異國の軍と戦ふ毎小。小を以て大小敵して敗るべ。是以て太古小上下分れてより。上は天小象。下は地小象。万代不易なる。陽明剛強の致し所なり。漢土は此と相反し。彼湯武を幸得。三好明智を幸得。是理の自然よて。彼を世々奪ふは業とし。勢あるを君とす。故に湯武君と成れり。日本は彼不道を惡して。天下舉て此を伐。故に三好明智を幸を得ざるなり。又血脉を

尊ぶ事。譬へむ稻と水田小宜く。麥は乾田小宜く。各その處を守るが如し。又人を父母小生れて。養は君小受く。故に小君を尊ぶ。父より大なりとみるは。日本の道なり。彼小て。生所を天とみる故に。元貴賤なく一般なり。故に小君種を立て。仕者の言小。義不全則去とも。三諫して聽ざれど去るやもいふ。我道を以て云。天地の間。皆君の有なり。遁て出る地なし。故に死は以て去理無し。是本朝は道の正しき所小。異國と異なる所あり。故に我神道と。上一人を尊て。侵し事なれど。其下も。其人を尊みて。侵し事なし。故に小君臣上下を止め。長久ある事。天地

と全じ。若君は侵は心出來ば。其下必び其人を侵はふと。
掌は反まの如し。貴賤と別く。天下皆然り。是日本の法小
て。神道といふものありやいひ。志道軒が言小。唐の風俗
も。日本と違つて。天子が渡り者も同然小て。氣も入らぬ
む取替て。天下ハ一人は天下小あらは。天下の人ハ天下
かこと。あらび口まいひ散して。主の天下はひつたくは。
ふらち千万ある國故。聖人出て教賜ふ。日本を自然小
仁義を守る國故。昔より清盛高時が如き。惡人有めてめ。
天子小成むとは思えは。日本で天子は疎略小せると。慮
外あら。三尺の童子も。たよつて居ぬ氣小成ると。忠義

正しき國故あり。夫故。天子の天子たる事ハ。世界中小
並ぶ國ありや云ひ。神武權衡錄小も。唐土天竺ハ國風。人
氣甚。奸佞小して。至て剛惡あり。聖人此を憂ひて。庶民を
導く小。儒道を立。釋迦是は嘆じて。佛道多弘めて。衆生を
教化は。各佞惡无道ハ國は治め。人小示しあ法かれだ。
此を以て我が勇氣潔白の國民は導むとせむ。病なくし
て。藥を吞小全く。却て害と成る。心得違ひ多加らむ。近來
出家を見ふ。釋迦ハ教を悉く取失ひて。大俗小も劣れ
る行跡も。十日の見る所小て。小童まで是を嘲哂は。儒者
も。三皇五帝孔孟の道ハ廢絶し。奸佞不實の邪智のみを

學び取り。一も聖賢は道小叶ふ事更小れし。是我上古の
囡風を取失ひて。此囡小生れあがら。心多誠は唐人天竺
者小成たる故あり。まゝ下手多上手の加ざり。惡を善の
助かり。万術下手とて。此を笑毀るをあし。世予下手澤山
かれむあそ。上手も諸人此を崇敬され。世は藝者皆上手
知らむ。何ぞ以て其名の秀る事あらむ。譬へば金銀も世
上小少き故小。其德万物を越あり。山小め里小め。澤山あ
らむ。石瓦全前小て。其德あたの如し。惡といふ事あらば
あそ。善れ善たふ事を。諸人稱美あるれれ。儒佛の穢唐土
天竺の惡風奸佞。皆日本れ飾り小て。万囡小勝れとる故。

神囡と云ひ。異囡とゆも君子囡を稱號せり。ばと神代を
勿論。彼二道の渡らざ依以前は人え。正直潔白小。勇氣盛
小。五常は氣道。天然と備る囡風故。異囡とゆ稱美し。種々
土産は貢物せし。崇敬せるを。此多生知安行の人氣とい
ふは。故小奸佞不實の者少く。天下靜謐小して。四民安
堵せり。儒佛渡てとゆ以來。諸人利口發明小爲とる様あ
れども。皆佞姦邪智小爲とるありとも云る。家小はる説
どもれ也。

はる玉銚百首小。いつままでの光隱らむ。久方は。天の石戸を。
唯志ばしあそ。まゝ倭文機を。織田の命を。御加どるを。をら

ひ^{キヨ}浄めて。いそした大^ニたみ又まつろをぬ^ニ国らおとぐ。ま
つろ^テて。朝廷清めし。豊^ニ國の神。豊^ニ國は神の御^ニ稜^ニ威^ニももろ
こ^シれ。我^ノのふきしめ。おぢやどふまで。ま^ニ物みれを^ニ變^ニゆ
ゆけぢめ。あきつ神。吾大君の御代き^ニこ^シす。國々^ニは君を
か^ニれど。高^ニむの^ニ隊。吾^ノが日御子の御代き^ニか^ニら^ニげ。と^ニま
れ^ニと^ニ。

三條大意五之卷終

阿^ニめは下萬の外國とふも世^ニ治^ニめ人民を教^ニす
導^ニく道^ニを^ニしめ^ニけ^ニい^ニふ^ニ隊^ニと^ニし^ニお^ニま^ニど^ニめ^ニる^ニを^ニい^ニえ
ど^ニ枝^ニ藝^ニの小^ニ徑^ニは^ニも^ニ獨^ニ我^ニの^ニ皇^ニ國^ニは^ニ大^ニ道^ニのみ^ニぞ
神^ニ隨^ニふ^ニふ^ニい^ニや^ニも^ニ貴^ニく^ニ類^ニひ^ニれ^ニよ^ニ真^ニの大^ニ御^ニ教^ニふ^ニを
有^ニや^ニ隊^ニされ^ニど^ニ本^ニ居^ニ大人^ニは^ニ天^ニの下^ニ青^ニ人^ニ草^ニの^ニ朝^ニ夕^ニ
ふ^ニみ^ニの^ニげ^ニと^ニを^ニお^ニみ^ニち^ニる^ニお^ニれ^ニ道^ニと^ニを^ニみ^ニませ^ニれ
如^ニく^ニこの^ニ大^ニ道^ニは^ニし^ニめ^ニ高^ニ天^ニ原^ニよ^ニも^ニ天^ニ皇^ニ祖^ニ神^ニ等^ニ
終^ニ事^ニ始^ニ末^ニ賜^ニむ^ニと^ニ天^ニ照^ニ日^ニ大^ニ御^ニ神^ニの^ニ受^ニ傳^ニす^ニは^ニと^ニ
賜^ニひ^ニる^ニ終^ニ日^ニ嗣^ニの^ニ皇^ニ太^ニ子^ニを^ニ坐^ニに^ニ火^ニ通^ニ々^ニ藝^ニ命^ニよ^ニ大

御口ぞうに教を授を賜ひて此乃大地球に大君
主と定め賜ひて天降し賜ひて世を治れねみた
からどもをふとて教を治米しめ賜ひしう此の大
道は權輿小を有るされば此の神勅ぞやのて
教ちふ教道ちふ道の根源なりきとて大御詔に
し先代の舊辭ともまゝと本教を定め本辭とも古く
と里稱る申やせはまば御代とて 天皇命等
乃天下を政おち行を賜ふる趣を萬づ此の神
勅はゆるく因循を賜ふる天語連よと語部

かぢのふ職をたのせ賜ひて彼の本教本辭舊辭
共は天下に万民よほよ稱く説き聞のせ教へ導
き賜ひし御事なりとて三粟乃中ね世に至りて
さびづふやのて因々のあやほまを教どもれ
よの渡り来ふてかたははるるまをこの物識を
めれえびと後をて神隨ゆる直き正しき御教を
世小うせぬふの如くかふがゆくを以横道に行
はましきまもふのれるまが神のまをびり有
むむいとよめとてはとて極とふはうい有し

のきれど時のゆかれど大直日大神の御靈と今
しめいふしるれ御てふゆゑ歸し賜す御教乃
あゝ存有る中小め教部省にても置し教導職ち
ふをおけ賜ひて大詔ある三條の御教憲に以て
天下の人民を専ら教を導るせ賜るる御事と上
と 天皇祖神及御代とこれ 天皇命等は大御
心ふめもやげうを賜ひ下る天下を治く小到
るまで御恩頼まかゞふらし米賜るるふと此い
やぐ貴く辱お御事舉と恐とをれどもおけえあ

らばおむあゝふさたつ頃我兄の教子どち相議
して此の御教憲に徴書に著すと賜ひぬといひ
せちよ乞ひ糸ぐ折しめ角田の翁を更ふも己も
共によ言進めおきばいねとがて小物し賜す依
事は嬉しと思ふあゝおけ御をふくめはくをた
ふみぞしる其とし一言志をるは書るふる時を

明治八年春

松尾神社少宮司兼大講義

弟 矢野直道謹白

官許

明治八年五月

宗野家藏版

製本所

菅廼舎池邨氏

京都

同

梅英堂梅邨氏

矢野玄道先生著述書目

○神典翼 凡四十卷餘	○皇典翼 凡三十卷	○日本逸史私記 二卷
○續日本後紀私記 二卷	○齋藤實錄私記 一卷	○三代實錄私記 四卷
○逸記 二卷	○手間天神御傳記 六卷	○神功皇后御傳記 刻成 二卷
○八幡宮御傳記 近刻 五卷	○天道迺階立 近刻 二卷	○同二篇 卷數未定
○志斐賀他理 既刻 二卷	○同二篇 近刻 凡十卷	○同附錄 近刻 二卷
○志伎能致賀他知 近刻 繪入 七卷	○恒祀事略 刻成 一卷	○祭祀略式 一卷
○古志因考 二卷	○伯家問答 二卷	○皇因神仙記 三卷
○正保野史 既刻 一卷	○神道乃志流弊 三卷	○神皇史略 一卷
○麻奈安志良 七卷	○古文彙 刻成 十二卷	○同外篇 近刻 二卷
○古文粹 一卷	○神歌略解 一卷	○竹生島溫故 近刻 二卷
○三嶋社講記 一卷	○阿波因忌部考 一卷	○伊豫因式社考 一卷
○同小志 二卷	○同八幡宮社記 一卷	○同年中行事 一卷
○辨妄書 二卷	○春熙錄 一卷	○中津枝 二十卷

22

○鹿渡偶筆	二卷	○忘草	三卷	○三太子御傳記	一卷
○筆乃須佐毘	四卷	○千里對談	二卷	○都乃都登	二十卷
○同後篇	三卷餘	○七箇條鏡草	一卷	○玉鉞歌抄	一卷
○天放雜書	百卷餘	○同雜筆	一卷	○大清狹中記	十卷
○梅屋歌抄	卷數未定	○同詩抄	卷數未定	○同文抄	卷數未定
○獻并詹語	一卷	○意見雜事	五卷	○大學始末略	一卷
○夜見因考証	既刻一卷	○美賀保志宮	一卷	○眞木柱	既刻一卷
○吾孀能都止	二十卷	○玉鉞物語	既刻一卷	○神誥集	既刻一卷
○大道迺志流弊	近刻八卷	○三條大意	既刻五卷	○加良春伎	一卷
○万他伎玖佐	一卷	○八十能隈泥	刻成四卷	○神代文字辨々	一卷
○神代御系圖	近刻一幅	○歷朝天皇尊號	角田翁著 近刻一幅	○妹脊波奈志	刻成一枚
○用心草	刻成一枚	○玉鉞百人一首	一卷		

右の外小猶次々著し給ふる草稿等其數多あふれど其尤訂正字加ふ清書成りて後其書き加ふるをあむ。

明治八年六月

門人等謹記

